

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 坂口委員、木澤委員

委員長 おはようございます。
委員の皆さまには大変ご苦労さまです。全委員おそろいですので、
ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、坂口委員、木澤委員、のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
りでございます。
初めに、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備
保存に関することについて、を議題といたします。
理事者の説明を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関
課長 することについて、ご報告申し上げます。

まず最初に、史跡藤ノ木古墳に関することについて、ご報告申し上げ
ます。

史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては前回の委員会でご報告申し上げ
ましたように、基本設計書が出来あがりまして、現在、実施設計書
の作成に取りかかっているところでございます。出来あがっています
基本設計書を資料として提出させていただいておりますので、後ほど
概要について、ご説明を申し上げたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備に係ります進捗状況について、ご報告申
し上げます。今年度実施しております用地買収につきましては、残り

2件の方について3月末をめどに最終の詰めを行なっている状況でございます。

また、平成18年度については残り1件の用地買収を行なうとともに、整備に伴う発掘調査計画の立案、作成を行なう計画であります。今後の事業の進め方については整備委員会を組織して進めてまいりたいと考えており、整備に伴う発掘調査についても整備委員会の指導、助言を得ながら、調査箇所について慎重に検討した上で、調査計画の作成を行ってまいりたいと考えております。

次に、史跡駒塚古墳についてでございますが、平成16年度に実施いたしました後円部所在の宝篋院塔の解体調査について、現在、調査結果の取り纏めを行なっており、また、主体部、埋葬施設でございますが、主体部の調査を含めた事業全体の進め方について、文化庁、県などと協議を行った結果、特に主体部の調査について、町内に所在する数少ない前方後円墳であることから、より慎重を期した上で事業を進めていく必要があるとの結論に達したところでございます。本年度に予定しておりました整備に係る実施設計の策定を、今回見合すこととし、3月の定例議会において、本年度の整備費としていただいております予算額399万8,000円の減額補正をお願いしているところでございます。なお、今後の古墳整備につきましては、これまで実施してきた調査成果を取り纏めるとともに、発掘調査計画等を文化庁及び県と協議の上、策定して進めてまいりたいと予定しております。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告でございます。

それでは、最後になりましたが史跡藤ノ木古墳の整備に係ります基本設計書、お手元の方にお配りしていると思います。それについて概要を担当者から説明させますので、よろしく願いいたします。

生涯学習 課長補佐 それでは、史跡藤ノ木古墳保存整備基本設計について報告書に基づいて、ご説明申し上げます。

まず、2ページ目をお開き願います。藤ノ木古墳の本日までの経過

でございます。昭和60年の第1次調査以降、平成16年までに6次にわたる調査が実施され、古墳の全体像が明らかにされたところであり、この間、平成7年には整備基本計画の策定を行ない、平成11年度からは石室の動態調査を開始し、現在も継続して調査を行っているところでございます。さらに、平成16年には重要文化財指定でありました出土品が国宝となりました。

以上が、藤ノ木古墳の現在までの主な経過でございます。

次に、保存整備の基本方針について、ご説明申し上げます。17ページをお開き願います。

保存整備の基本設計に当たりましては、整備検討委員会の主導のもと藤ノ木古墳の歴史的価値及び遺構の現況を尊重し、遺構の保全を優先するものとして、その保存措置を図るとともに、周辺環境の変化に備え、古墳が展望できる現在のオープンな空間を保持することとされております。具体的には、後段に記述しておりますように、墳丘そのものは現状の形状を大きく変えない形態で整備し、悠久の歴史をイメージできるような緑地等のスペースを確保し、石室につきましては、石材の破損や石組みに変化が生じているものの、石組み動態測定調査からは大きな変異が見られないことから、現状の保全を図ることとしております。

また、石室の内部公開につきましては保全と公開を両立させるとともに、実物が見学できるような整備や公開計画を図ることで活用を図ることとしております。このような事を勘案いたしますと、藤ノ木古墳の整備には3つの要素に絞られてきます。1つには、現状の形態を大きく変えない形態での整備と石室内部が見られること、2つには、藤ノ木古墳の学術的価値、歴史的内容が現地で理解できる説明施設の設置、3つには、墳丘の周囲は古墳の景観を阻害しないよう、オープンなスペースとして緑地で修景することなどでございます。

20ページをお開き願います。これら3つの要素を史跡地内で区分いたしますと、図でお示ししておりますように、遺構整備ゾーン、中心部でございます。解説広場ゾーン及び緑化ゾーンに区別されるとこ

ろでございます。これらゾーンごとの整備内容についてご説明申し上げます。まず最初に遺構整備ゾーンの整備内容でございます。27ページをお開き願います。

墳丘部及び石室保存施設等の主な整備計画についてであります。茶色の実線と茶色で着色しております部分が現況の墳丘部でございます。現況の形状に沿って、約50cm程度の厚さで止水効果を持たせるために盛土を行なう予定となっております。また、盛土保護と人の進入防止のため、小熊笹を植栽することとしております。

次に、石室の保存措置についてでございます。次のページをお開き願います。28ページから29ページでございます。

羨道部入口の密閉施設と見学施設について、その概要をお示しております。羨道部入口の密閉施設といたしまして、茶色で着色しておりますが、入口部分の土止めと屋根の機能を兼ねた鉄筋コンクリート構造で、珪藻土吹付け仕様の密閉施設を計画しております。また、内部見学用の小窓付き片開きドアの設置を計画しております。羨道部には年2回程度予定しております特別公開において玄室近くまで接近でき、内部が見学できる仮設のブリッジの設置も行ないます。28ページの図において青色で着色している部分でございます。29ページの図では、後段の断面図ですが、右側羨道見学用通路玄門部柵がそれでございます。

また、石室及び石棺の保存措置につきましては石組みの組み直しや石棺の搬出修理などは行なわず、痛んでいる石材の樹脂接着や石棺の朱の剥離防止等の措置を行うこととしております。

なお、これらの施設の実施設計に当たりましてはバリアフリーを最優先に検討してまいりたいと考えております。

次に、解説広場ゾーンについてでございます。33ページの次のページをお開き願います。A3で折り込んでおります全体計画平面図をお開き願います。

平面図、左下、全体解説広場として表示している部分でございます。藤ノ木古墳に関する説明板、出土遺物の説明施設及びベンチ等を設置

することとしております。また、緑化ゾーンにおきましては野芝やサザンカ等の植栽を行うとともに、墳丘全体が見学できるよう外周見学通路を設置する計画としております。

以上が史跡地全体の整備計画の概要でございます。

次に、仮称文化財活用センターの整備計画でございます。本計画につきましては本委員会におきまして、ご説明申し上げてまいりましたが、再度、重複する部分もございますが、ご説明申し上げます。

本施設の重要な機能として4点が挙げられるところでございます。

まず一つには、当町の文化財行政の拠点となる点、二つには史跡藤ノ木古墳の保存・管理・活用におけるガイダンス機能、三つには藤ノ木古墳出土の国宝レプリカを中心とした町内文化財等の展示、四つには法隆寺、西里地区、藤ノ木古墳の回遊性の促進などの機能を考慮した施設の計画を行なっております。

まず最初に、各施設の用途別面積でございます。35ページをお開き願います。

本館部分、現法務局斑鳩出張所部分の延べ床面積は349.86㎡で、管理棟及び連絡通路部分の延べ床面積は159.2㎡でございます。延べ床面積の合計は509.06㎡でございます。建築の構造は一部を除いてRC構造となっております。

次に、各施設の配置計画でございます。39ページをお開き願います。図の左側に黄色で着色している部分が本館部分、現法務局でございます。一番上の展示室と表示しております部分が藤ノ木古墳出土物やそのレプリカを中心とした文化財を展示するスペースとして考えております。その下、中央部分が映像ホールとなっております。ここでは藤ノ木古墳を中心とした当町の文化財のガイダンス映像を上映いたします。また、文化財等を中心とした後援会、講座等の開催にも利用してまいりたいと考えております。下の情報コーナーにおきましては、受付案内、物品の販売、パソコン等による情報検索コーナーとして活用してまいりたいと考えております。

次に、図の右側、緑色で着色しております部分が管理棟ございま

す。国宝展示のため必要となる特別収蔵庫、出土遺物の整理、修復等を行なう作業室及び事務室等を設置する計画でございます。45ページから48ページにそれぞれの施設の詳細を整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、センターの重要な要素の一つであります展示計画についてでございます。52ページをお開き願います。

まず、展示計画の方針でございます。現在、いかるがホールに展示しておりますレプリカを移設するとともに、より展示資料を充実させてまいりたいと考えております。また、国宝、藤ノ木古墳出土物の期間展示についても実施できるよう、展示設備を装備してまいりたいと考えております。

次に、展示のテーマでございます。発掘調査開始から20年を経た今日でも多くが謎のままである藤ノ木古墳について、第三者の様々な興味の視点から藤ノ木古墳の魅力を多面的に体感できる展示を目指してまいりたいと考えております。

最後に、展示の5つのコンセプトでございます。一つには、出土遺物の魅力を最大限に引き出す展示でございます。藤ノ木古墳の出土物の魅力を来館者の方々に十分に味わっていただけるような空間を創設してまいりたいと考えております。二つには、疑問を誘発する展示でございます。藤ノ木古墳への疑問は未だに根強くあります。初めて藤ノ木古墳と出会う人々に対しましても、古代のなぞの探求へ誘うような仕掛けづくりを展示で行ってまいりたいと考えております。三つには、発掘調査のドラマでございます。発掘当時の状況を大型映像を通じて、追想、解説することにより、初めて藤ノ木古墳に接する人にも体感できるよう映像ソフト等の制作を行ってまいりたいと考えております。四つには、現地へ誘引する展示でございます。本施設の計画の要は藤ノ木古墳に近い点であります。来館者を展示により興味を触発し、現地への誘引を図ってまいりたいと考えております。最後に、多段階解説機能についてであります。当町へ来訪される様々な年齢層、国籍別に応じた多段階の解説機能について配慮する必要があります。

日本文化への理解を海外にも発進できるよう、情報提供サービス機能も併せて、図ってまいりたいと考えております。

以上が、センターの展示計画に対する考え方でございます。

なお、展示の詳細につきましては54ページ以降のページに提示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、全体の計画の説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木澤委員 以前にも、少し聞いたかも知れませんが、重複したら申し訳ないんですが、藤ノ木古墳の観光客に対する調査というのを計画策定委員会の方で調べていただいていたという風に思うんですが、その時はどのような形で調査をして、どれぐらい数やったかというのが分かりましたら、教えていただけますか。

生涯学習課長 生涯学習課として観光客の数値、どれぐらいかという数値は、今のところ調査したということはないんですが。

木澤委員 この中に、観光客が増えてきているということが書かれていたと思いますんで、調査されたのかなと思いましたが、もし、次の委員会までにやったか、やっていないかというのが分かりましたら、報告いただきたいと思います。

それと、続きまして、中宮寺跡の整備の方では一定、住民の皆さんにも利用していただける広場を造るなど、住民の憩いの場ということで考えを入れていただいておりますけれども、こちらのガイダンス施設の方ではそういった考え方というのは盛り込まれているのでしょうか。

生涯学習課長補佐 ガイダンス施設につきましては、もちろん、観光客に対しましても、当然オープンにしてまいりますし、町内の方に対しましても集ってい

ただいて、あらゆる交流をしていただけるような仕掛けを造ってまいりたいと考えております。

木澤委員 観光客と、それと併せて、こういった斑鳩町から出た歴史的な遺物に対しても、それを通して住民の皆さんに交流を深めてもらうなど、そういった場で活用していただくという点で住民の人も利用していただけるという風に思うんですけども、なかなかやっぱり、1回行ったら、もう次行かないよということになりかねないんじゃないかなという風に思いました、例えば、子どもさんにもクイズ形式で、タッチパネルで遊べるような形式で、何回行っても楽しめるような形には、色々工夫はしていただいているとは思いますが、やはり住民の皆さんも何度も足を運べるような、そういった視点も、これから盛り込めるようでしたら検討いただきたいという風に思います。

それと、実施計画は今後作成して行かれるということですが、建物を造るのに国の補助は下りるという風に、以前、聞かせていただけてますけど、維持費についての補助というのは、今、どれくらい出るかというのは分かってるんですかね。そういうのは無いんですか。

生涯学習 維持費といいますか、ランニングコストに対する補助の制度という
課長 のは、今のところございません。

松田委員 藤ノ木の関係ですけども、ようやくここまで来たのかなという感じがしている訳です、期待をしたいという風に思うんですが、1点です、藤ノ木古墳の公開見学ができる関係のシステムを作ってくれということで、採り入れられているんですけども、28ページの図面で見ると、羨道の手前で見るという関係にはなっているように思いますし、羨道から石室を見ると、かなり距離があるように思うんですけども、しかも、それが覗き窓で見るという格好になっているように思うんですけども、これはそういう事なのかどうか。羨道部分に入って、石室との境で見るという風な関係にはならないかどうか、その辺ちよ

つと確認しておきたいと思うんですが。

生涯学習
課長 先ほど、ご説明申し上げましたように、通常は羨道のところから奥を覗いていただくという形になりますが、申しておりますように、春、秋の一般公開に当たりましては、扉を開けまして羨道部のところまで、住民の方なり、観光客の方に入らせていただいて、まじかにその石室を見学していただけるというような状況を作ってまいりたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松田委員 それで分かりました。2つ目は、新たに展示計画、その他の関係でしてゐる面ですね、活用センターの関係ですね。活用センターの関係については、良く出てはいると思ひますけれども、作業室ですか、収蔵庫などの関係というのは、この面で行くと、これ以上取れないかもしれませんけど、狭いのではないんですか。斑鳩町全体の関係の史跡その他の関係を、ここへ集中して調査をしていこうとするとですね、多少、窮屈なのかなというようには思ひますね。その辺はどうなんですか。

町 長 現状的に、収蔵庫そのものは、この部分でいいのか悪いのか、将来的に。ただ、福祉センターを、一応用地等が纏まりつつありますから、福祉会館等が空いてくるわけですから、福祉会館を収蔵庫に活用すれば、この中に収蔵庫を入れてしまうというのも、やはりできるだけ皆さん方から広く見ていただくというのか、そういう点を考えれば収蔵庫は収蔵庫として一つ、今の福祉会館でも活用する方法があるのかなのか、そこら検討もしなきゃいけないなと考えております。

松田委員 冒頭申し上げましたように、藤ノ木古墳の整備もようやく軌道にのって、一つめどがついて来たということで非常に期待をしたいという風に思ひますが、それと同時にですね、結局今度の藤ノ木古墳の計画にしろ、中宮寺の計画にしろ、あるいは駒塚の関係にしろですね、

色々取り組みは、今現在しているんですけど、完成の時期というのはばらばらです。それから、斑鳩町が、特に基本方針としています、J R法隆寺駅の関係の完成についてもばらばらですよね。ところが、斑鳩町としては来年は60周年、町制施行60年になると、22年には1300年祭ということで件を挙げてですね、平城京の関係で色々行事を催されるという関係なんですけど、全くこれらとは別の関係です、斑鳩町のこういった関係がそれぞれ整備をされていくんですけども、そういう記念行事等々の関係については、全然考えておいでないと、あるいは70年になるのか、100年になるのか、いつ頃になるのか知りませんが、今日、財政的な面もあるからとは思いますが、そういう面についての考え方というのは、現在、どんな構想を持っておいでになるんでしょうか。

町 長

藤ノ木古墳は当初の計画よりもかなり遅れてきた訳でございます。とりあえず、見通しは見えてきたと思っております。そういう中で、来年3月にはJ R法隆寺駅が大体完成するということで進んでいます。ただ、アクセスの関係等については先になると思いますが、それと併せて、この藤ノ木の関係が一応、そういう点で今年から基本設計から実施設計に移ってまいるわけですから、それと併せて中宮寺の関係等もでございます。中宮寺は今年、18年度で最終的に用地等については、全て完了する訳でございますけれども、またその後の関係等にも出てまいりますから。ただ、来年が町制60周年、あるいは先ほどおっしゃっていただいた、平成22年が平城京遷都1300年祭ということでございますので、その辺の整合性というのか、これから県とも、平城京遷都1300年祭の関係で、斑鳩町がどういうものが参加できるのか、そういうものについても、色々これから詰めていかなければいけないし、そういうことの整合性というのか、なかなかそういうことでは、全てうまくいかない訳ですけども、いずれにいたしましても、まず、藤ノ木古墳の関係等について、羨道から見ていただく環境等、計画どおり進めていくということが一番大事であって、そ

して、次は中宮寺の関係等についての関係、あるいは駒塚の関係になってまいると思います。いずれにいたしましても、そういう、うまくはいかないと思いますけれども、一つ一つ、皆さん方が、全国的に関心をお持ちの藤ノ木古墳についても、我々としては早くそういう点については、石棺が外部から見える環境造りをしていくことが一番大事だと思いますので、そこらのご理解をいただきたいと思います。

(「結構です」との声)

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

坂口委員 映像ホールのことについてお聞きしたいんですけど、資料によると、主として団体の見学者に対応できるようにということで書かれてるんですけど、個人で来られた方への映像ホールでの対応というのは計画されてるのでしょうか。

生涯学習 主として、団体で来られたカスタマーへの対応を考えておる訳でございまして、上映時間をローテーションを組みまして、時間単位で区切って放映していくという風な考え方もあるので、そこら辺も併せて検討してまいりたいと思います。

坂口委員 個人の方でも、見たいという方はおられると思うんで、その辺配慮お願いしたいと思います。

それと、この映像ホールから展示室へ入っていく関連なんですけど、仕切りも何もないようななんですけど、平面図を見せていただくと。団体の方が、ここで映像ホールでご覧になっているところを、一般の方が展示室へ行こうとすると、ご覧になっている横を歩いていくのに、何か、気兼ねされるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

生涯学習 見ておられる方は、当然静かにご覧になっておると思います。この
課長補佐 施設全体の流れといたしましては、映像ホールで見ていただいた後に、
展示室というような流れを考えておるわけなんです、このホール自
体、明かりがそんなに明るくないような状態で見えていただくというよ
うな事ですので、よその施設もそういう形態を良く見かけるわけなん
ですが、その状況を見ますと、さほど支障になるほどではないという
風に、現段階では考えております。

坂口委員 一般の方が、個人で来られた方が大勢見られている中、何か気兼ね
しながら入っていかれるように感じられるので、できればその辺、ち
よつとした配慮が考えていただければと思うんで、その辺ちよつと検
討していただければと思いますので、お願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わ
ります。

委員長 次に、3月定例会の付議予定議案について説明を求めることと致し
ます。

はじめに、①斑鳩町国民保護協議会条例について理事者の説明を求
めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、3月定例会の付議予定議案の1つ目、斑鳩町国民保護協
議会条例についてでございます。お手もとの方に資料N o 1 - 1 とい
たしまして「斑鳩町国民保護協議会条例（案）」と要旨を提出させて
いただいております。

まず、その要旨によりご説明を申し上げたいと存じますので、裏側の要旨をご覧いただきたいと思います。

(要旨朗読)

総務課長 以上がこの条例制定の要旨でございます。さらに具体的にご説明を申し上げたいと存じます。

まず、この協議会が行う具体的な所掌事務であります。資料No 1-2といたしまして、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法関係条文）」の抜粋を提出いたしておりますが、市町村はこの法律に基づき、市町村の国民保護計画を作成する必要があることから、斑鳩町国民保護協議会を設置しようとするものでございます。当面の主な協議会の事務所掌につきましては、主に町長からの諮問に応じまして、国民保護のための重要事項について審議をすることとされ、市町村の国民保護に関する計画等の作成、また作成後の変更等に係る審議を行うこととされております。

この市町村の国民保護協議会に関する主な組織につきましては、国民保護法で、会長は市町村長であること、委員の任命に関する事項や、委員の任期は2年であること等、規定をされているところでありますが、それ以外の組織、運営について、当条例で定めるものであります。

それでは、表の「斑鳩町国民保護協議会条例（案）」をご覧いただきたいと存じます。

この条例についてご説明を申し上げます。

まず、第1条では、この協議会設置にかかます趣旨を述べております。第2条では、委員定数を防災会議の委員に合わせまして16名以内とすること、第3条では、会長の職務代理の選任規定であります。第4条では会議の進行に関する規定を、第5条は、協議会の庶務は総務課で行う旨の規定、第6条は弾力条項となっております。

また、この委員の任命についての考え方でございますが、この国民保護計画は、町防災計画との一体的かつ円滑な運営を考える上で関連性

があることから、斑鳩町防災会議の委員構成とほぼ同じ委員を任命いたしたくと考えております。

また、このことにつきましては、国の付帯決議もされているところでもあります。

なお、この協議会設置に関わりまして、委員報酬を支払うため、この後に出てまいります「特別職の職員で、非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」におきまして、報酬の追加をお願いいたしております。

以上で、斑鳩町国民保護協議会条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 国民保護法に基づいての協議会設置という条例提案ですけれども、上位法、国民保護法がありますよね、そこに規定されている分とそれとは別で市町村では計画というのはどういった事を決めていくのか、というのはどうなってるんでしょうか。

総務課長 国民保護法の他、国民保護協議会に関係いたします条文は第39条、40条関係でございます。お手元の国民保護法の抜粋の後ろの方に39条、40条の部分がございます。こちらの方で、先ほど申しましたように、市町村の国民保護協議会の所掌事務が39条で規定をされているところがございます。また、第40条では市町村の国民保護協議会の組織ということで、第2項では会長は市町村長をもって充てるということ、それから、第4項ではこの協議会の運営の構成をうたっております。また、第5項では準用規定ではございますが、県の国民保護協議会の委員と同じく市町村の国民保護協議会の任期も、委員任期は2年という風に上位法で定まっております。

こういった事につきましては、上位法で定まっておりますので、そ

れ以外の組織及び運用については、40条第8項で市町村協議会の組織及び運用に関しての事項は市町村の条例で定めるという風になっておりますので、これ以外の事をただ今申し上げましたように、国民保護協議会条例として定めさせていただいた訳でございます。

以上です。

木澤委員 具体的にどういう計画を立てていくのかというのが、もう一つ良く見えて来ない、分からないのですけれども、聞いてもこれからやという風にお答えになるかもしれませんが、29条の5項、市町村対策本部長はと始まって、国民の保護のための組織に関する総合調整を行なうことができるという風に書かれてるのですけれども、6項にしても、総合調整を行なうという事なんですけれども、これもちょっとよく分からないんですけど、この条文だけを読んでも。国民保護法につきましては、今回、法を受けて協議会の設置という風に段階を踏んでいると思うのですけれども、単に事務的に協議会を策定するという問題だけでは済まないという風に思うんです。防災の観点から住民を守ることではなく、有事を想定しての法律ですから、そういったものが本当に住民を守ることになるのかなと、そういった事では国民保護法自体をもう少し理解をしていく勉強をして、しっかりと判断していかなければいけないんじゃないかなという風に考えているんです。今回一応、報告、説明は受けてますけれども、ちょっと今の段階で、協議会を作ることに対しても、今の段階ではちょっと了承するという立場は取れないという風に申し上げておきたいと思います。

また、本会議中の委員会等で質問はさせていただきたいという風に思ってます。とりあえず、この協議会設置に関してはこの辺で止めておきたいと思います。

松田委員 1項、2項、3項にも関わってくる問題だという風に思うのですけれども、1項から始まって国民保護協議会等で説明されているのですけれども、いわゆる、先ほど説明がありましたように、防災会議などとの

関係で、中身的には組織の構成としては、中身的には良く似た事だと思うんですよ。それに、あえて、こういう国民保護協議会条例という関係が必要になるんかどうかと、しかも、その目的趣旨のところ、武力攻撃事態に対処するための、いわゆる国民保護という風には言ってるんですけども、ある意味では、今まで、この方の制定の主旨など、国会での議論の過程を見ますと、有事に対する対処方法、そして資金の制圧要請が されていく、無理やり強制的に使用せしめるという関係の主旨が非常に強かったという風に思うんです。とうとう日本もここまで来たのかという感じがするんですけど、こういうものを市町村までこういう形で制定しなければ方法がないんかどうとか。例えば、事があつたらですね、防災会議などの関係も絶えず持たれている訳ですから、そういうものをこういうものに切り替えるという風な格好でもってでですね、対処するという風なことが考えられないんかどうか。もう、法律で決まったからしゃあないんやという事になるんかどうかですね、その辺聞かせといてもらえませんか。

総務課長

この協議会の設置につきましては、国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法において市町村で設置をなささいという事で規定されております。今、国会等で色々、過去、有事法制の関係で論議をされた時点では、国民に対して今後、戦争等に対して半ば強制的に、先ほど申されました、 とか、そういった動員等も掛かってくるというような懸念もあるという風な議論はされていたようでございますけれども、この法律、抜粋には付けておりませんが、この法律の4条で国民の協力等という条項がございます、その条項によりますと、やはり国民については自発的な意思に委ねられて協力をするものと、努めるものという風に規定をされておりますので、そういった観点からしますと、今おっしゃっておられるような懸念はないのかなという風に考えております。

先ほど申しましたように、この協議会につきましては法律に基づき、県の指導もありまして、市町村の国民保護計画を策定する際には県と

の協議も行なってまいり、整合性を取って、この国民保護計画を策定してまいりたいと考えておりますので、そういった事でご理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

松田委員 今、たまたま日本国内における、いわゆる日米軍事同盟に基づく基地の問題の再整備の関係が出てますよね。その基地に該当しているところの県なり、市町村というのは大変な事だと思うんですよ。そういう認識に立って、何が一体問題になってくるのかというと、武力攻撃の対象事項になってくるという関係だと思うんですよ。私自身が、今日の関係でいうところの福井県などの関係は、むしろ基地よりも原子力の電力基地、この方がむしろ攻撃されるんじゃないかという事で心配がある訳ですよ。斑鳩町の場合ね、そういうような危機感というような、切迫感というのではないと思うんですよ。そこにあえて、こういうものを条例化をして、形を整えると。本当に実行性のあるようなものになるのかどうかということと、その必要性、直ちに必要になるべきものなのかどうかということ、性格的には、認識が甘いのかも分かりませんが、甘いのかも分かりませんが、多少どうかという感じがするんですよ。そして、斑鳩町の置かれているような状況、防災会議なんかで色々熱心にやってもらってますけども、そういう関係を切り替えていく事によってでも、対処は可能と違うのかなという感じはして、今なぜ、こういう事が必要なのかなという気持ちがしています。その気持だけ、訴えておきたいと思うんです。特に、主旨でいう武力攻撃事態等における国民の保護という関係、武力攻撃事態というのは本当に予想し得る状態であるという風に思うのかどうかと、ここの認識だと思うんですよ。我々平和主義に立って、平和政権をしてるんですから、あえてこういうものを率先して作っていかねばならんのかどうか。そして、2番目の後でも、条例制定まで規定されてるんですけど、対策本部が持たれると、そして緊急事態対処対策本部条例を制定するという風な格好でね、何か穴から火がついて来ているような印象を受けるような状態にあるという風に思うんですよ。果たし

てそういう風な事が、住民感情として受け入れられるのかどうかという気がして仕方がないんです。したがって、この関係についてどうしても法律側から制定するんやということで取組むとしては、あまりのも安易と違うかなと。当面、防災会議などの活用などを考えていくという関係、運用面です、対応するということが出来ないんかどうかという風に思っているんです。そして、協議会の委員の関係、16名以内という関係を言ってるんですけど、この16名というのは何で出てきたのかなという風に思うんですよね。特にここで、条例といいますか、法の関係ではっきりしているのは、助役、教育長、消防団長、他は町長が任命するもの、いわゆる職員という格好になって来ているんですけど、他の13名についてはどんなメンバーを任命しようとしているんですか。大体、部課長くらいになってくるのかなと感じがするんですけど、どうなんですか。

総務課長 法律の第40条第4項で協議会の委員の種類を書いております。抜粋の6ページ、中より下の方、第40条第4項でございます。そこに、委員は次に掲げるものの内から市町村長が任命するという風になっておりまして、1号から8号までの委員の種類がございますが、斑鳩町の防災会議におきましては、役場関係者が7名、関係公共団体6名、これは郡山土木所長、郡山保健所長、西和警察署長、西和警察署の地域課長、西和消防組合署長、それから公共的団体から3名、即ちNTT、関電、郵便局から3名、以上で16名の構成でただ今防災会議を任命してきております。その同じメンバーをこの国民保護協議会に充てたいと考えておりまして、さすれば第40条第4項の中で、1号、2号、地方行政機関の職員、それから自衛隊に属するもの、この2つにつきましては、今考えております委員構成の中では省略させていただいておりますが、2号から8号までの委員につきましては防災会議のメンバーで充足をしたいと考えておりまして、そういった考え方で16名という風にさせていただいております。

松田委員 僕は、この16名の人選の仕方によっては、3項にも大いに、3項の条例、準備されている問題とかなり意見が出てくるんですよ。意見があるんです、私は。だから、そういう意味で、説明提案の段階になっていませんけどね、その事だけ申し上げておきたいと思うんです。だから、そここのところでまた申し上げるということになると思うんですが、今なぜ必要なのかということについて、今少し慎重な配慮があってもいいんじゃないかという意見を申し上げておきたいと思うんです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、②斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例について理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についてでございます。お手もとに資料2-1、2-2ということで2つ資料を提出させていただいております。

まず、その要旨によりご説明を申し上げたいと存じますので、資料2-1の裏側、要旨をご覧いただきたいと存じます。

(要旨朗読)

総務課長 この条例の制定要旨は以上であります、もう少し具体的にご説明を申し上げたいと存じます。

まず、「斑鳩町国民保護対策本部」と「斑鳩町緊急対処事態対策本部」の違いであります、お手元の資料No2-2番「国民の保護に関する基本指針（概要）」において、ここに武力攻撃事態におけます4類型

が想定をされております。その4類型とは、この基本指針の1ページ目の下の方、「第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項」というところご覧いただきたいと思いますが、そちらの方に武力攻撃事態の想定について4類型を想定されております。一つは、①着上陸侵攻、二にはゲリラや特殊部隊による攻撃、三つには弾道ミサイル攻撃、そして2ページでございますが、四つ目に航空攻撃という風に、この4つの攻撃類型を想定されておまして、この指針の4類型のうちの一つが発生又は発生が予測される事態となったとき、国、内閣総理大臣でございますが、国の指定により県及び市町村に「国民保護対策本部」が設置されるものであります。国からの指定によって国民保護対策本部が設置されるものであります。

また、「緊急対処事態対策本部」は、この指針の6ページでございます、一番後ろのページでございますが、「第5章 緊急対処事態への対処」の中ほどでございます。武力攻撃に準ずるテロ等の事態において、4つの事態を想定されておまして、一つには、危険性を内在する物質を有する施設等に攻撃が行われる事態。原始力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等でございます。二つには、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態。例えばターミナル駅や列車の爆破等でございます。三つには、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態。炭疽菌やサリンの大量散布等でございます。四つには、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態。航空機による自爆テロ等でございます。

このような事態が起こったときを「緊急対処事態」とし、国において緊急対処事態対策本部が設置され、また、国の指定により、県及び市町村に「緊急対処事態対策本部」が設置されるものでございます。そういった違いがございます。

また、この対策本部が行う具体的な所掌事務でございますが、現段階では、奈良県国民保護計画における市町村の業務としまして、有事にございます、一つは、警報、避難の指示等の住民への伝達、それから避難住

民の誘導、それから避難住民の救援としまして、県が行う救援の補助、避難所の運営等、また武力攻撃災害への対応としまして、退避の指示、警戒区域の設定等、また被災情報の収集・報告、安否情報の収集・回答、応急教育の実施などがございます。

こういった事を今後は国民保護計画の中で定めていく訳でございますが、先ほどの国民保護協議会とも関連はしてまいる訳でございますが、この対策本部の主な組織につきましては、先ほどの資料No 1-2、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法関係条文）」の第27条から第31条までの間で、この対策本部の設置について法律の上でも定まっております。

27条から31条までの規定の中で定まっております内容としましては、対策本部長は市町村長であること、また市町村対策本部に対策本部員を置き、対策本部員として、助役、教育長、消防長又は消防職員、そして市町村の職員を置くと法律の方では定められていること、また副本部長は、市町村長が本部員の中から指名することと規定されており、それ以外の市町村の対策本部の必要な事項につきまして、この条例で定めるということになっております。条例への委任につきましては第31条でございます。

それでは、条例の説明をさせていただきたいと存じますので、資料No 2-1の1枚目をご覧いただきたいと存じます。

まず、第1条では、この斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部の設置にかかる趣旨を述べてさせていただいており、第2条では、対策本部の組織を規定しております。また、第3条では、会議の進行の関係、第4条では対策本部の組織として、部の設置及び部長の設置についての規定を、第5条は、被災現地における現地対策本部の設置について、第6条は弾力条項であり、第7条は、緊急対処事態対策本部の設置について、この条例の第2条から第6条までを準用する規定となっております。

なお、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部の具体的な細かい組織や、部の設置などにつきましては、今後、当町の国

民保護計画が作成されます中で、具体的に決めていくこととなります。

以上で、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 課長の方から町の役割といったものも、ご説明いただいたんですけども、緊急に本部を設置して対応が必要となったときに、例えば、職員さんが拒否をした場合というのは、それはどうなるんですか。

総務課長 そういった事を想定はしておりませんが、やはり職員につきましては住民全体の奉仕者という観点から、本部員に組織されますと出勤をしてくるというようなことで職務命令ということになるかと考えております。

木澤委員 想定として核爆弾が落ちるとか、本当に命に関わるようなことですから、どこまでが拘束できる事になるのかなという疑問もあるんですけども、先ほど松田委員さんもおっしゃってましたように、なかなか想定しづらいものであるという風に思うんです。ここにさっき書いてましたけども、サリンとか、爆破であるとか、そういったものの心配というのはされるんですけども、実際に、例えば避難経路を策定するのも計画の中に盛り込まれていくんだろうと思いますけれども、実際に具体的にどういった国が、どういった目的で日本に対して侵攻してくるのかと、斑鳩町にどういった形で入ってくるのかとか、そういった所まで想定しないと避難経路の策定もしづらいと。県の計画の中には核爆弾が落ちてきたら、こういった形で避難指示を出しなさいよとか、例えばコンクリート造りの堅牢な建物や施設の地下等に避難をさせるという風になってますけども、そんな町民全体が避難できるよ

うな場所ありませんことから、なかなか実感がわかないし、現実的に対応も難しいのではないかなという風に思います。やはり、危惧されるのは、そうした仮想の敵を想定して国防意識を町民、国民に対して植え付けてしまうことになるのではないかと。私が特に心配するのは、今国会の方でも憲法9条を変えていこうという動きがあるので、それに連動したものになるのではないかということでは、やはり平和主義をうたっている憲法の解釈を町独自でしっかりとしていく必要があるという風に考えます。先ほどの協議会設置のところでも言いましたけれども、法律ができたからそれに従っていくということではなくて、町の憲法の解釈をしっかりと、判断をして対応していく、このことが、今回、特に重要視されるのじゃないかなという風に思います。この問題ももっとしっかりと、国民保護法の法を勉強して、次回の委員会等で質問をさせていただきたいという風に思います。こちらの方につきましても、現段階では了承し難いということを意見として申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

松田委員 これは先ほども言っているような関係です。もう、あんまり理屈言わんでもいいように思うんです。結果的に文章で、組織はできるかもしれないませんが、実際にさて実行という段階になってくると、極めて困難を伴う問題だという風に思うんです。従って、これはですね、単に組織を作ればいいということではないと思いますし、真の狙いというのは住民の安全と安心を守るというところにあるんだと思いますから、そういう意味から行くなれば、もう少し議論をしていく必要があるんじゃないかという風に思いますから、にわかには作ることに賛成だという意見にはなりにくいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、③特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手もとの資料N o 3 番に改正条例案を提出させていただいております。まず、その要旨によりご説明申し上げたいと存じますので、4枚目の裏をご覧くださいと思います。

(要旨朗読)

総務課長 以上が条例の改正要旨でございますが、新旧対照表でございます、3枚目、4枚目になる新旧対照表をご覧くださいと存じます。左側が改正後の条文、右側が改正前の条文となっております。

先ほど要旨により、ご説明を申し上げましたが、この新旧対照表の右側の旧欄、38番目の公民館館長を削り、次の「39 藤ノ木古墳整備検討委員会の委員」を、左側新欄では38番として番号を繰り上げ、以下、54番まで、番号をひとつずつ繰り上げ、53番の次に、「54 国民保護協議会 委員」を、「55 地域包括支援センター運営協議会 会長及びその他の委員」をそれぞれ追加する旨の改正でございます。

なお、報酬金額、旅費の額等につきましては、他の委員会等の報酬額等に合わせたものとなっております。

また、改正の施行日は、平成18年4月1日としております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、何とぞ温かくご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 これはですね、予定議案の第1で保護条例の関係のところでも申し上げてから、特に緊急を要する事項でもないということであるとするなら、この関係はそれを追加するという関係ですから、必要ないという事になるんだと思うんですね。特に、この関係については、今回の場合は国民保護協議会を設置をするから、それに伴う委員の報酬の支払いをするように決めなければならないということでの追加条文ですよ。ところが、この関係については、特に今日まで理事者側も言われているように、経費節減の段階から身をもって、まず給与を削減していこうという取り組みをされている状況でもありますし、さらに状況によっては非常勤の特別職の職員の報酬等についても見直しを必要とすると、然るべき時期に報酬審議会等を経て、検討をしてほしいという意向も述べられている訳ですから、そういう矢先に、さらに審議会報酬を額その他の関係はそのままにして、追加をするという関係はいかがなものかという風に思うんです。従って、少なくとも報酬額とか、あるいは対象となる組織の機構とかという関係にも十分なメスを入れながら、より有効な行財政運営を図っていくというのが町の主旨だろうという風に思うし、そういう事を期待しておいでになるんだろうと思うんです。たまたま事務的な都合で、まだその段階に進んでいませんけど、その事を予測をしながら、ここで改定をしようという事については、多少、矛盾があるんじゃないかというように思います。それと併せて、先ほどの説明を聞きますと、この協議会そのものの構成、16人のうち、半数以上がですね、行政職に携わる人ばかりですよ。しかも、常勤職が非常に多いと。常勤職が非常勤の関係について、しかも非常勤であっても、何か行政職に携わる人が委員になってくる。その委員を対象にして報酬を支払うということについても、いかがなものか。私は特別職の非常勤の関係についても、別に正規の特別職である限りに応じて報酬を受けているとするなら、二重、三重取りにな

るような慣行については出来るだけ避けて、あるいは減額措置を講ずるとかということにしていくのが望ましいのではないかと思ったりするんです。そういう意味合いからいきましても、このままでここに示していくということについて、いかがなものかというようにも思います。ただ単に、今回の関係、報酬審議会に掛けていない以前の問題であるからということで、同一にしてそういう事で見直しをするとするのなら、一斉に見直しをした方がという考え方もあると思いますし、そういった事が理解出来ないのではないんですが、そういう一つの渦中にある段階、今検討しようという段階のときにこういう改定をすることが賢明かどうか、むしろこれらについては、もう少し先を見て考えた方がいいのではないかという感じがしています。従って、よしんばこれを、条例が制定をされて、そしてこういう報酬、支払の関係について条例こうしなければならんとしていても、今少し慎重に対応した方がいいのではないかなという感じがしているということを申し上げておきたいと思います。

木澤委員 私も先ほど申し上げてきました国民保護協議会の設置につきまして、疑問を持っているという風に、ひと言述べさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に④特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の資料N o 4 番に、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）」として資料を提出させていただきます。まず、要旨をもって説明させていただきたいと存じますので、2枚目の要旨をご覧くださいと思います。

まず、要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 改正の要旨は以上であります。特別職の退職手当にかかります奈良県市町村職員退職手当組合への負担金の算出基礎額については、平成17年度は、特別職の給料月額を減額したものの、退職手当組合負担金の基礎額は減額前の給料月額で算定しておりましたが、平成18年度からは、減額後の給料月額を算出基礎額として負担金を納めることといたしております。

このことにより、退職手当の支給額についても減額後の給料月額にて算出されることとなり、特別職の退職手当は引き下がることとなります。

なお、改正の施行日は、平成18年4月1日としております。

また、この改正により、三役の減額となります金額は、1年間で約470万円となり、退職手当組合への負担金の減額となります金額は、1年間で、約84万円となります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、議員皆様方におかれましては、何とぞ温かくご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 今の提案で減額されていくという関係についてですね、一般職の職員の関係については12月議会で減額措置を講じていますが、3月議

会で結局、正規のルートに乗せた一般職の、いわゆる地域手当の加算をするということが4月1日から正規のものになるという関係ですから、一般職員のいわゆる地域手当を加算した額と、それから町長、助役、収入役との関係ですね、減額した額との差というのはどのくらいになっているのかということ。特に、これは後の関係の議案のときで言いたい訳ですが、今日までの給与改定の際に絶えず言われてきたのは、教育長なり、収入役の給与の差というのが一般職と変わらんようになってきたと。むしろ一般職の方が多くなってくるといような関係について、不都合が生じるということから改定してくれという説明がしばしば今日までありました。そういう関係から見てですね、今回、このように圧縮することによって、一般職の関係の面とどの程度の賃金の差ができているのか、という事について、できたら聞かせてほしいと思うんです。

総務課長

4役で申しますと一番教育長が一般職の職員の給与に近い訳でございまして、まず、教育長と上席の一番、一般職の職員で給与が高い上席の部長との比較をさせていただきたいと思います。

教育長の月額で平成17年度では5%の減額ということで、月額51万2,350円でございます。上席の部長でございますが、給与プラス調整手当ということで申しますと45万6,800円になっております。その差、概ね12万5,000円ほどの差となっております。これは月額でございます。年額で申しますと、教育長につきましては、ボーナスがございますので、平成17年度でございますが5%カットの年額でございますが、961万8,657円、上席の部長では873万5,110円ということで、概ね90万円弱の開きとなっております。18年度でございますが、さらに教育長は10%減額という風になりますと、この後条例で出てまいります、教育長も10%減額ということになりますと月額で55万1,700円になります。上席の部長につきましては、後ほど出てまいります給与条例の一部改正前の額で、同じく月額で45万6,800円になります。年額で18年度

試算の比較をいたしますと、教育長は911万4,465円、上席の部長は866万1,573円という風に減額でなります。その差、大体、55万円くらいにできると考えております。以上でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に⑤教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の資料N○5番といたしまして、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)」を提出させていただいておりますが、これにつきましては先ほどの三役の給料月額の変額にかかります改正内容と同様に、教育長の給料月額を平成17年度は5%から10%への減額を行い、また、退職手当組合の負担金も減額後の給料月額を基準とし、さらに人件費の抑制を図ろうとする内容であり、施行日は平成18年4月1日としております。

また、改正の方法についても、三役の条例改正と同じく、付則において改正を行うものであります。

なお、要旨を朗読は、省略させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、この改正により、教育長の減額となります金額は、1年間で約107万円となり、退職手当組合への負担金の減額となります金額は、1年間で、約18万3,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、何とぞ温かくご理解を

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 実は、条例の関係についてはそれで分かりましたけど、先ほど、説明を受けましたように、要旨のところパーセンテージだけでなしに、減額した関係についての額ですね、なんぼ減額になるのかという関係を鮮明にしておいていただいた方がいいという風に思いますので、できれば、先の関係の条例もそうなんですけど、教育長の関係についてもですね、減額される金額を明示しておいていただきたい。そのような明示した上で説明してもらいたい。こういう風に要望しておきたいと思います。

委員長 それでは、理事者の方、ただ今の要望、金額を明示していただくように、よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、それでは午前10時40分まで休憩いたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時41分 再開)

委員長 再開いたします。西本総務課長。

総務課長 申し訳ございません。先ほど特別職の給与の改正条例の中で教育長と上席の部長との金額とその差を申し上げてまいりましたが、算出に

誤りがございましたので、再度訂正ということでもう一度ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、教育長の平成16年度、減額前の月額が61万3,000円、そしてそれに対します年額は1,009万2,200円でございます。その時の上席の部長でございますが、月額としましては53万1,628円。これには本俸と調整手当と管理職手当の手当2つを含んだ金額でございます。平成16年度の年額は878万9,545円でございます。この時の教育長と上席の部長の差は月額で申しますと8万1,372円でございます。年額は130万2,655円でございます。

次に、17年度でございます。教育長の月額につきましては5%カットということで、58万2,350円で、17年度の年額でございますが961万8,657円。17年度の上席の部長でございますが、管理職手当は2%カットされておりますが、上席の部長の月額が52万752円でございます。年額が873万5,110円でございます。その差でございますが、月額の差は6万1,598円、年額の差は88万3,547円となっております。

次に、平成18年度でございますが、教育長の月額につきましてはさらに5%カットで、16年度から比べますと10%カットでございますが、55万1,700円、年額につきましては911万4,465円。平成18年度の上席の部長でございますが、管理職手当がさらに1%カットされておりますので、月額は51万6,184円で、年額は866万1,573円で、その差でございます。平成18年度では月額の差が3万5,516円、年額の差は45万2,892円となります。

以上、訂正をさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

松田委員　　ここで、ああいう関係で質問したのは、結局、パーセンテージという面と金額で表現するのと、もの凄いい認識に差があると。だから、

自分たちの議員の報酬なんかの面について検討するについて、パーセンテージでいうのと金額でいうのと、ずいぶん違うということをも身をもって体験したんですよね。実感したんですよ。そういう事で、特別職の関係だから当たり前だという風に受けても、15%とも違うと大変なことなんやと、金額にしたら。あるいは10%というのも大変やと。従来値上げを認めてきた状態が、一般職との関係というのは、一般職とも接近してしまっているという関係について実感として考えていくときに、本当に特別職として思いきっているんやなということが身をもって分かる訳ですよね。そういう関係について、我々も含めてもですけど、一般の住民も本当に思いきっているんやなという風な関係について、あんまりピンとこない訳ですよね。そういう面については、やはり認識をもう少し新たにしていける必要があるんじゃないかということと言いたかった訳なんです。だから、今まで色々な配慮をしてきたけども、この教育長との関係、今まで言われてますように、3万5,000円ほどしか変わらない。それで、踏襲や、踏襲やと、準じてやっていかれてね、扱いをしていくということになってきたら、本当に、我々はそれでいいんだろうかということの認識というものを、もう少し改めてしないといかんのじゃないか、厳しく認識をし、厳しく対応しようとしている理事者側の姿勢というものも、もう少し真剣に考える必要があるんじゃないのかなということが言いたかったんで申し上げたわけなんです。これは余談ですけども。一応、その事だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

委員長 他の委員さん、よろしいですね。

委員長 それでは次に、⑥斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元の資料としまして、No 6-1、6-2を付けさせていただいております。

まず、6-1の方、「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」をご覧いただきたいと思います。この条例改正案の最後のページに要旨を付けておりますので、要旨をご覧いただきたいと思います。要旨については26ページ、27ページでございます。まず、要旨の朗読をさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

総務課長

この条例の改正概要は以上であります。まず、昨年12月議会開会中の総務常任委員会におきまして、「職員の新給与制度について」ということで、人事院勧告に基づきます給与構造改革の給与制度改正につきまして、一定のご説明を申し上げてまいりました。

その際にご説明申し上げましたことから、町の考え方等につきまして変更をいたしました点につきまして、まずご説明を申し上げたいと存じます。

変更を行いました点は、給料表の切替えについてであります。国のとおりの切り替えを行いますと、当町職員に適用いたします給料表の職務の級は8級までを使っておりますが、新旧料表に切替えを行いますと、新6級までになります。が、この切替では切替がスムーズに行かず、職員の勤労意欲も減退させる恐れがあることから、この切替を新7級へ切替を行いたいと考えております。

まずは、新6級制への切替の問題点をいくつか申し上げたいと思います。

新6級制の切替は、旧1級と旧2級、旧といいますのは現行の給料等級ということでご理解をいただきたいと思いますが、現行の旧の1級と旧の2級は新1級、新の1級と申しますのは、この条例改正後の給料表の等級でございまして、そのようにご理解いただきたいと思いますが、新1級また、旧3級は新2級に、旧4級と旧5級は新3級に、

旧 6 級は新 4 級に、旧 7 級は新 5 級に、旧 8 級は新 6 級にそれぞれ切り替わることとなります。

また、当町の級別の職務の役職は、旧 1 級から 4 級までが主事・主事補、旧 5 級が係長級、旧 6 級が課長補佐級、旧 7 級が課長級、旧 8 級が部長級となっております。

この切替えを行うにあたり、国の切替制度をそのまま実施いたしますと問題となりますのが、旧 4 級と旧 5 級の給与の切替えが新 3 級に、同じ等級に併合することで、つまり、旧 4 級の主事と旧 5 級の係長クラスの給料が同じ新 3 級に切替になってしまうという点でございます。

このことは、係長試験という難関を突破した職員と、そうでない職員の給料が同じ級に格付けられ、係長と主事の給与格差がなくなり、職員の意欲減退につながると考えられます。

また、国の新給与制度に切替えを行いますと、係長クラスである旧 5 級の最高号給にいる職員と主事クラスである旧 4 級の最高号給にいる職員とが、新 3 級の最高号給に切替えられることとなります。そして、同じ給料額となってしまう、また職員の意欲を削ぐこととなりかねず、直ぐに切り替え後、問題となってまいります。

国の通り行ないますとこのようになりますが、これを回避するためには、職務職階制の見地から、旧 5 級の係長クラスの職員は新 3 級へ、旧 4 級の主事クラスの職員は新 2 級へ格付けを行い、職務の級を分けることが必要と考え、この実施についてもシュミレーションを行いました。

しかし、この実施についても大きな問題が出てまいります。

まず旧 4 級の主事クラスを新 2 級へ切替えるということで、問題点の 1 つ目としましては、概ね 40 歳以上の職員は、新 2 級の最高号給へ切り替わることとなります。新 2 級の最高号給は 30 万 9,900 円という金額でございます。40 歳以上の職員は切替えになりますと、その後の昇格がないとしますと、約 20 年間、定年で辞めるまで、昇給をしないということになります。

2 点目に、旧 4 級から旧 2 級への切替えにより、新 2 級の最高号給

に格付けになる職員が多いという状況であります。現行の旧4級での最高号給に到達している者は4名でございますが、新2級へ切替えますと、24名が直ぐ最高号給へ到達することとなり、この者については定年で辞めるまで、もはや昇給しないということになります。

3点目に、旧4級の中堅職員でございます。現在、旧4級において、1年違いで採用となった職員の給与格差は1年分の格差、1号俸であります。新2級へ切替えますと両者の給料格差は16号俸から20号俸、すなわち4年から5年の差に離れてしまうということになります。これについては給与の均衡が図れない状態となり、また号給格差が広く是正が大変困難であります。

また、旧4級に在級する主事クラスの職員は74名いるところであり、このうちの多くの職員がこのような影響を受けることとなります。

また、旧4級の最高号給は36万3,200円、現行旧4級での最上位の給与は36万3,200円でありましたが、新2級の最高号給は30万9,900円と、5万3,300円の減額となり、60歳の主事クラスの職員は、現時点で30万9,900円が最高号給となりますことから、給与レベルは生涯賃金としては低く、職員の勤労意欲の減退も懸念されると考えております。

このようなことから、旧4級から新2級への切替えにつきましては問題点が多く、給与調整も困難であり、現行の8級制から新給与制度の6級制の切替えにつきましては、難しくまたデメリットも多く、職員の意欲減退にもつながると考え、そのために、新7級制への移行を行いたいと考えたところであります。

新7級制では、旧4級は新3級に、旧5級は新4級に分かれますため、最高号給への早い到達や切替時の給料格差も差があかず、問題が少なくなります。

また、主事・主事補級の最高号給が35万7,200円となり、旧4級からの切替で、給料が大きく引き下がるという現象も回避され、職員の意欲減退も回避されるのではないかと考えているところであります。

なお、新7級制に切替えを行いましても、切替後の給料額が、切替前の給料額を上回ることはなく、概ね3年間は、新3級以上の職員につきましては減給保障を受けることとなり、その間、定期昇給が実質的にストップとなりますことから、人件費の削減が大きく変わるということもないと考えております。

このような理由から、今回の給与条例改正案につきましては、新7級制への切替を行う内容で、今回改正案を作成し、提出させていただきました。

以上が、昨年12月の総務常任委員会でご説明をいたしました内容から変更をいたしました点であります。

議員皆様方には、何とぞ温かいご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この条例の説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料No6-1をご覧くださいと存じます。

1ページ目の改正本文の説明でございますが、新旧対照表により逐次ご説明を申し上げたいと存じますので、中ほどの12ページ目、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

左側が改正後の条文、右側が改正前の条文となっております。

12ページ、第2条の改正でございますが、給与の定義を定めた規定でございまして、調整手当を地域手当に文言を置き換えているものでございます。

第4条、第3項の改正でございます。これは、新給与制度では、昇給は勤務成績に応じて行うことができる旨を明確にしたことと、枠外昇給の規定を削除するものであります。すなわち、最高号給に達した職員については、それ以後、昇給しないと新制度ではそのようになってまいります。

次に第4項の改正では、職員の昇給について、改正前は、1年間で1号給の昇給でありましたが、改正後は、1年間の標準の昇給の号数を4号給と定めるもので、その他、昇給の基準は町長が規則で定めるとしております。

13ページでございますが、第5項の改正では、改正前は、一般職は55歳以上の職員は昇給停止でございましたが、改正後は、55歳以上の職員も昇給することとし、1年間の標準の昇給号数を55歳以上の職員にあつては4号給ではなく2号給とする旨の規定であり、第6項では、職務の級の最高号給を超えた場合、枠外昇給はできない旨を規定いたしております。

第7項の改正は、現行の第8項の規定を移行したものであり、新の第8項の規定は、今申し上げました付則第4条で定める初任給、昇格、昇給の基準以外の規定は、規則に委任する規定であります。

第7条の3でございますが、これには調整手当を廃止し、削除するものであります。

14ページでございますが、第7条の4は、新たに地域手当を新設するものであります。地域手当の算出根拠及び支給率を3%とする旨の規定でございます。

第13条の改正は、勤務1時間あたりの給与額の算出規定で、調整手当と地域手当の置き換えであります。

第15条、第4項の改正も、調整手当と地域手当の置き換えであり、第5項つきましては、期末手当の加算割合についての旧4級から新3級への職務の級の切替えに伴う改正を行なっております。

15ページですが、第16条第2項の改正では、勤勉手当の支給基準については、今後、町長が規則で定めることとされたこと、また第2項第1号では、勤勉手当の支給の計算にかかります支給率の改正であり、第3項では、勤勉手当基礎額の算定において、調整手当を地域手当に置き換える改正でございます。

第17条の2の改正では、再任用職員について、新たに扶養となった者があつても扶養手当を支給しないという適用除外規定の改正でございます。

次に16ページですが、第18条第2項から第4項までは、退職者の給与についての規定であります。それぞれ、調整手当を地域手当に置き換えるものであります。

第20条雑則では、同じく条文の整理で、調整手当と地域手当の置き換えでございます。

次に、17ページから19ページでございますが、別表第1の改正で、給料表の改訂でございます。右側が旧の給料表、左側が19ページかけて、新の給料表でございます。

なお、新旧の給料月額の対比ができる「給料月額新旧対照表」を、資料No6-2番として、お手元につけておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、20ページでございます。別表第2の改正としまして、給料表にかかります級別職務分類表であります。給料表の改正に合わせて、8級制から7級制に改正をいたしております。

以上が、今回の給与条例の一部改正の本文にかかります改正内容であります。

次に、この改正の切替えに伴います付則関係につきましてご説明を申し上げたいと存じますので、5ページをご覧いただきたいと存じます。

付則第1項としまして、施行期日は、「公布の日から施行する」としております。

第2項では、新7級制への移行措置といたしまして、平成18年3月31日において、旧5級以上の職員の職務の級及び号給の切替えを1号級、直近上位へ切替えを行い、旧9級制として切替を行い、翌4月1日に新7級制の給料表へ移行を行おうとするものであります。また、ただし書きでは、この切替の際に、旧8級の1級上位の切替は、国の給料表の行政職（一）の9級へ、一旦、切替えを行うこと、また、この切替えに際して、必要な調整ができる旨の規定としています。

なお、平成18年3月31日をもって退職する職員についての切替えは行なわないということで、現行の8級制の給料で終るということにしております。

付則第3項では、第2項の切替にかかる旧5級以上の1級上位への切替は、共済組合及び退職手当組合への給料としての適用をしない旨

の規定であります。すなわち、1級上位へ切替えても、実額の支給を行わない規定であります。

付則第4項は、平成18年4月1日において、旧給料表から新給料表へ、「付則別表第1 職務の級の切替表」、8ページにございますが、このとおり切替える規定でございます。

6ページに移りまして、付則第5項は、号給の切替で、切替方法は、「付則別表第2 職員の号給の切替表」、これは9～11ページによるものでございますが、この切替え表に基づき級及び号給の切替えを行なうということにしております。

付則第6項は、切替日の前に旧の給料表の枠外にいる職員の切替については、別に規則で定めた切替を行うための規定であります。

付則第7項は、切替日前において、職務の級が異動した職員については、必要な調整ができる旨の規定であります。

付則第8項は、切替日前の給料額は条例・規則等に則って定められたものでなければならない旨の規定であります。

付則第9項から11項までは、減給保障の規定で、切替日前に受けていた給料月額より切替後に受ける給料月額が少ない場合には、その差額について減給保障をする旨の規定であります。

付則第12項は、管理職手当の給料基礎額は減給保障された給料とする旨の規定です。

7ページに移りまして、付則第13項では、切替後におきまして、昇給抑制の経過期間を設ける規定で、新条例第4条第4項で、昇給は標準の昇給で1年に4号給であるが、平成22年3月31日まで、この4年間は、1年につき3号給の昇給に、また、第4条第5項関係で、55歳以上の昇給で1年に2号給の昇給でございますが、1号給の昇給に抑制をする旨の規定であります。

付則第14項は、付則の規則委任規定であります。

付則第15項からは、今回の給与条例改正に伴い、関連する関係条例の一部改正を、この条例の付則において行なおうとするものであります。

付則第16項は、先ほど要旨で申し上げました育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業者の復職時の昇給短縮の規定をするものであります。

付則第17項から18項にかけましては斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部改正でございまして、これにつきましては日当の区分の改正でございます。旧1級から旧3級までの日当1,700円を新1級、新2級に、旧4級以上の日当2,200円を新3級以上に支給する旨の改定でございます。それと、国の旅費法の改正に伴う所用の改正でございます。

以上が、この給与条例の改正案の説明でございますが、最後に付けております資料No.6-2でございます。給料月額新旧対照表でございますが、この条例改正案に対応いたします給料月額の新旧対照表でございます。旧の給料表をこの条例改正により新の給料表に切替えた場合の対照表を表しております。

なお、新給料月額につきましては、基幹号給を掲載しております。

基幹号給といいますは、新給料表では4分割をされております。この4分割された給料の一番上の号給、例えば、各級の1号給、5号給、9号給、13号給が基幹号給ということになってまいります。その基幹号給のみを新の給料表として挙げさせていただいております。この表の見方はそのようにご覧いただきたいと思っております。

また、条例改正の説明は以上でございますが、今回の給与条例改正に併せまして、職員の管理職手当の引き下げを行うもので、平成17年度までは、部長級は13%から11%に、課長級は10%から9%に、幼稚園の園長手当を15,000円から13,500円に引き下げを行いましたが、平成18年度はさらに1%ずつ引き下げを行い、部長級は11%から10%に、課長級は9%から8%に、課長補佐級は8%から7%に、幼稚園の園長手当を13,500円から12,000円に引き下げを行うものであり、人事院規則の改正により、「給料等の支給に関する規則」の改正に併せまして改正を行ってまいりたいと考えております。

また、初任給基準も、今日まで国の基準より1号給高く設定をいたしておりましたが、平成18年度から国と同じ額に改めるものであり、これにつきましても、初任給基準の改正ということで、「初任給、昇格、昇給等に関する規則」、町の規則の改正に併せまして、改正を行ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、議員皆様方におかれましては、何とぞ温かくご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 斑鳩町は国の方針で矛盾が出る点を解消して、改正を行なうということですがけれども、それでも引き下げという事には変わりはないと思うんです。そういった意味で、組合の方とはどういったことになっているのか、お聞きしたい。

総務課長 組合とは当初、新6級制ということで予備交渉を行ないました。その時点では賛成できないという状況でございました。その際と条件が変わっておりますので、今後早急に組合ともそれを提示してまいり、協議を重ねてまいって、了解を得てまいりたいと考えております。

木澤委員 そうして、話合い、今後行なっていただいて、組合の意向をできる限り尊重していただきたいという風に思います。

もう1点、よく分かってないところがあるんですけども、斑鳩町での対応ということが、元々示されているカーブのフラット化とか、4.8%の削減といったところに、その数字とかには影響はしてこないんですか。

総務課長 平均4.8%から7%という数字につきましては、国の給料表の1

1級制あるいは10級制での数字でございます。当町につきましては、現行8級制ということで、3級低く、新給料制度につきましても新10級より3級低いという中で、給料表自体では大体、実質4%程度の引下げになろうかと、そのように考えているところでございます。

木澤委員　それと元々、年齢の若い人に負担が行かないようにという配慮もされてのことだったと思いますけど、先ほどの話聞いていると、今回斑鳩町の対応で比較的年齢の若い方に負担が行くということはないだろうという風に思いますけど、実際にところはどうなんでしょうか。

総務課長　国の給料表の切替えにおきましても、新の3級までは引下げが行なわれない、減給補償が該当してこない。それよりも、切替えを行ないますと現行の給料より若干上がるというようなシミュレーションがやられております。こういった中で、そういう若年層については引下げがないという風に考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長　よろしいですか。他にございませんか。

松田委員　減額措置の関係というのは12月議会で終わっているということで、今回はその減額措置に伴っての給与表の適用をどうするか、という関係の改定であって、給与表の改定です。この面については、職員の勤労意欲を損なわない体制で移行していこうということでもありますから、特に勤務評価をどうこうという関係というのではなくて、処置をされてきているということで、かなりそうした面で配慮されているという風に思うんです。そういった意味で今回の給料表改定については賛成をしたいと、こういう風に思います。

ただ、その際に、3%の関係については調整手当はですね、従来はみんなで渡れば怖くない式の関係での3%支給であったと。ところが今回は、正規に人事院勧告に準じた場合といえども、地域手当として3%が認められたということであるから、一旦調整手当を打ち切ると

いう風に言っていましたけども、名称を変えて存続するという方針変更をしたということは大きな違いだと思うんですが、これも職員の賃金、痛みを伴う関係を少しでも軽減し、勤労意欲を損なわない体制を採っていかうという面についてはやむを得ないのかなという風にも思います。その点については、やはり十分に合理的な、合法的な立場で地域手当が支給されることになったということについては、職員についても十分に理解をしてもらえるように措置をすべきだという風に思うんです。それと、今回の特殊勤務手当などの見直しの関係についても、一応、理解はできるという風なこともありまして、今回の改正内容については、特に給与の減額措置などの経過措置なども配慮しながら、減給補償するということの措置も講じられていますので、一応、適正なものとして、今回の改正を理解を深めたいと、こう思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に⑦斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手もとの方に資料7番を付けさせていただきますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。2枚目に改正の要旨を付けておりますので、まず要旨を朗読させていただきます。

(要旨朗読)

総務課長 以上が要旨でございますが、昨年10月の斑鳩町財政健全化検討住

民会議の中間報告を受けまして、今回、見直しを行ったものであります。

では、「1枚目裏の新旧対照表」をご覧いただきたいと存じます。左側が改正後の条文、右側が改正前の条文となっております。

先ほど要旨によりご説明を申し上げましたが、この新旧対照表の右側旧欄に掲げております別表の10種類ある現行の特殊勤務手当のうち「1 滞納整理手当、2 訪問看護手当、7 用地交渉手当、9 マイクロバス運転手当、10 年末年始勤務手当」の5種類を廃止し、左側新欄に掲げております別表の特殊勤務手当として「伝染病防疫作業従事手当、行旅死亡人処理手当、風水害・火災出動手当、ごみ収集処理手当、犬猫等死体処理手当」の5種類にするものであります。

また、改正の施行日は、平成18年4月1日としております。

なお、この改正により、特殊勤務手当の減額となります金額は、平成16年度の実績で当てはめますと、1年間で約47万7,000円の減額となります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、何とぞ温かくご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、組合につきましてですが、このことにつきましては組合から了承を得ているところでございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 住民検討会議の中間報告で理由については書いてたのかも知れませんが、ちょっと私把握してないので、5つについて簡単に結構ですので、どういう理由でこれは削除できるという風に決めたのか。

総務課長 滞納整理手当につきましては、現在支給いたしておりません。それと、社会情勢が色々複雑な中、住民ニーズも多様化する中でこういった業務につきましては本来の業務であるという風に考えているところであ

り、特殊勤務手当を廃止するものであります。

次に、訪問看護手当でございますが、これにつきましても現在支給しておりません。制度が変わっておりますので、今回の見直しに併せて廃止をするものであります。

次に、用地交渉手当、これにつきましても滞納整理手当と同様でございます。

次に、マイクロバス運転手当、これにつきましても、この運転につきましては大型免許が必要でありますことから、そういったことで特殊勤務手当に値するような業務ではない、本来の業務であるということで廃止をするものであります。

年末年始勤務手当につきましても、これはごみ収集作業に従事する者に限っておりまして、年末年始に出てきた場合にこの手当を払っておりましたが、現在、時間外勤務手当、あるいは休日勤務手当によって割増の賃金を支払っているところから、この手当についても今回廃止をするものであります。以上でございます。

木澤委員 組合の方で了承しているということですが、1、2、7については現在支給していないということですが、9、10についてはこれに当たる方がいらっしゃって、少数の方になると思いますので、そうした人も組合を通してしか意見が反映されているのかなと思いますけど、そういった配慮もしっかりしていただきたい。今後お願いしたいという風をお願いします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、⑧斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。西本総務課長。

総務課長

それでは、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手もとに資料8、「斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例（案）」を提出させていただいております。

まず、その要旨によりご説明を申し上げたいと存じますので、2枚目の裏側をご覧くださいと思います。

（ 要旨朗読 ）

総務課長

この条例の制定要旨は以上であります、さらにもう少しご説明を申し上げたいと存じます。

この「消防コミュニティセンター」は、ご存知のように、町消防団第1分団の詰め所と消防機器庫及び集会室を持つ複合施設であり、建物全体の管理は直営で町が行ってまいりましたが、集会室につきましては地域住民の皆様の福祉の増進の場としまして、無料で使用をさせていただいてきているところであり、その管理運営につきましては建物全体の営繕等の管理は町が行ってきておりますが、管理の一部であります集会室使用の受付業務と清掃業務につきましては、地元自治会に管理の委託を行う、いわゆる直営の一部業務委託を含めた方式で運営をしてまいりました。

今回の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理については、従来の管理委託制度から、直営で管理するのか、指定管理者制度を適用して管理していくのかを選択することとされ、指定管理者制度の導入につきまして、管理運用経費の縮減、サービス内容の充実やノウハウの活用、独立採算による管理の運営等といった内容の検討を行ないましたが、引き続き、直営で管理を行うこととし、今までと同じく、地元自治会に受付及び清掃業務について、すなわち、一部の業務委託をお願いしてまいりたいと考え、この条例の「管理の委託」という文言を整理するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご理解を賜り

ますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、⑨平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 それでは、3月議会に提案させていただきます平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。資料9をご覧くださいと思います。

まず、歳入からご説明させていただきます。この表の一番下、計欄の右側をご覧くださいと存じます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ790万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ88億4,093万円とするものでございます。

この補正予算の主な内容といたしましては、第10款地方交付税で744万5,000円の普通交付税の追加交付がありましたことから、増額補正をするものでございます。

次に第14款国庫支出金でございますが、保険基盤安定負担金につきまして交付決定がされましたことから204万5,000円の減額補正を行なうものでございます。次に合併処理浄化槽設置整備事業費補助金につきましては補助金の交付金化に伴いまして、新たにその次の汚水処理施設整備交付金として交付されることとなりますことから、補助金260万7,000円を減額し、交付金といたしまして393万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。次に学校施設整備費補助金につきましては国の補正予算に伴いまして斑鳩小学校北館校舎の耐震補強工事に対し追加交付が受けられることとなりま

したので、750万円の追加補正をお願いするものでございます。

第15款県支出金では、保険基盤安定負担金の交付決定により、1,053万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、衆議院議員選挙費委託金につきましては執行経費が確定し、交付決定がありましたことから、79万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に第16款財産収入では、財政調整基金ほか、6基金の利子が確定をいたしましたことから、89万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第17款寄附金につきましては、福祉基金にと10万円の寄附をいただきましたので、この増額補正をお願いするものでございます。

次に第20款諸収入の雑入では消防団員の退団に伴い消防団員退職報償金受入金、42万8,000円の増額補正を行なうものでございます。また、市町村振興宝くじ交付金につきましては交付決定がございましたことから、358万4,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。

まず、第2款総務費では一般管理費におきまして、今年度末での退職予定者が6名ございますことから、退職手当組合の特別負担金として、2,696万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。財産管理費では、財政調整基金等の基金利子が確定しましたので、それぞれ基金に積立てる補正をお願いするものでございます。次に町長選挙費、斑鳩町農業委員会選挙費、衆議院議員選挙費等につきましては、執行経費が確定いたしましたことから、それぞれの減額補正をお願いするものでございます。

次に第3款民生費でございます。まず、社会福祉費では国民健康保険事業への支援といたしまして国民健康保険事業特別会計に係る国保財政安定化支援事業費が確定をいたしましたことから、その繰出金27万8,000円の減額をお願いするものでございます。また、寄附

金10万円につきまして福祉基金に積立てるため、増額補正をお願いするものでございます。次に、国民健康保険医療助成費につきましては、この繰出額が確定をいたしましたので、1,677万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございますが、大広間を増築することにつきまして、地元等の調整等がつかず、建設を断念することといたしました。この事業費2,500万円を減額補正するものでございます。次に、介護保険事業繰出費でございますが、介護保険事業特別会計におきまして介護給付費の増額及び介護保険制度改正に伴います電算システムの変更を行ないますことから、繰出金225万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款衛生費では、老人保健事業費で乳がん検診の受診者が当初見込みを下回りましたことから、400万円の減額補正をお願いするものでございます。し尿処理費では合併処理浄化槽設置補助に係ります国からの交付金の追加交付が取れましたので、399万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費のJR法隆寺駅周辺整備事業費では、9月議会におきまして追加補正をさせていただきました通信ケーブルの支障移転補償費につきまして、その移転が完了いたしましたことから不用となりました389万8,000円につきまして減額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款消防費の非常備消防費では、消防団員2名の退団に伴い消防団員退職報償金42万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款教育費でございます。まず、小学校の学校管理費では、斑鳩小学校の北館校舎の耐震補強工事について、先ほど申し上げましたように、国の補正予算に伴い事業採択されることとなりましたことから、その所用額1,500万円の追加補正をお願いするものでございます。次に、文化財保存費では藤ノ木古墳整備基金につきまして利子が確定いたしましたので、積立金1万円の増額、また、先ほど継続

審査のところで担当課よりご説明申し上げましたように、町史跡駒塚古墳の整備につきまして、今年度の執行を見送ることとし、398万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の補正予算から生じました財源1,703万5,000円を留保することといたしております。

続きまして、繰越明許費の補正について、ご説明を申し上げます。

まず、第4款衛生費でございますが、合併処理浄化槽設置整備補助事業につきましては、先ほど申し上げましたように、交付金の追加交付を受けることとなりました。この追加交付を受けたもののうち、10基分、399万6,000円につきましては今年度中の執行ができないことから、繰越をお願いするものでございます。

次に、第7款土木費でございます。まず、道路新設改良事業費では、町道407号線につきまして、先ごろ用地交渉が纏まりましたものの、これに時間を要し、年度内の工事着手ができなくなりましたことから、4,015万円の繰越をお願いするものでございます。次に、法隆寺線整備事業につきましては、現在も引続き用地交渉を行っておりますことから、国道取付け部の詳細設計が今年度中に執行できない見込みとなりましたので、780万1,000円の繰越をお願いするものでございます。次に、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、平成16年度事業着手が遅れましたことから、平成17年度分におきましても6億4,048万9,000円の繰越をお願いするものでございます。

第9款教育費では小学校費の校舎耐震補強事業につきまして、国の補正予算により国庫補助の採択を受けましたものの、この工事につきましては小学校の夏休み期間中に行ないますことから、1,500万円の繰越をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、3月議会に提出を予定しております平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 合併浄化槽のね、設置整備事業補助金の関係が減額になって、汚水処理施設整備交付金として入っているのですがね、国庫支出金の関係。これが歳出の関係で4款で合併浄化槽の設置補助金として、書いてるんですよね。この額と繰越明許費で書いているのがほぼ似ているんですが、ちょっと額が違うんですよね。交付金の関係のところでも名目が変わってきたという風に言っているんですが、この辺の関係、ちょっと別に説明してくれませんか。そして、繰越明許費がほとんど10基分という関係がですね、ほとんど交付金の関係、一緒ですよ、額も、ほぼね。この辺がなぜ、こうなっているのか、ちょっと聞かせてくれませんか。むしろ、10基分ということですけど、今年度ですね、今年度末までに浄化槽の関係で、何ぼ補助受けたんか、そして、何ぼ10基分が余ったということになると思うんですけどね、何ぼ補助してきたのかということ、ちょっと聞かせてくれませんか。

企画財政課長 まず、補助金の関係でございますけれども、補助金から交付金化されたということで、まず、補助金につきましては全額でございますけれども、当初予算で260万7,000円を組んでいました。これにつきましては、全て減額をいたしております。ということで、新たに交付金化ということでございまして、今年度追加交付を含めまして、受けられます補助金が393万7,000円ということで、17年度中に交付決定を受けました交付金の総額は393万7,000円ということになります。この交付金につきましては、補助率が3分の1ということで、この3倍が概ね事業費となっております。

それと、いわゆる事業費でございますけれども、事業費につきましては当初予算で既に782万1,000円を予算措置しておるところでございます。そういったことで、今回、交付金の393万7,000

0円を受けるに当たりまして、事業費総額が1,181万1,000円となってまいりますので、その差額分399万円につきまして増額補正を行うものでございます。この1,181万1,000円のうち、先ほど申し上げましたように、10基分につきましては金額的には399万6,000円ということで、これの繰越をお願いするというものでございます。

松田委員 この増額分が全部繰越しになるんですか。そして、繰越明許。なんでこんな、繰越、増額になってくるの。出来へんもん。

企画財政課長 まず、追加交付ということでございますけれども、従来の、いわゆる人槽別で事業費、補助金が異なってまいります。それらの内容の変更もございました、その関係で、いわゆる追加交付額そのものが、繰越額に一致するという事になってまいらないということでございます。それと、いわゆる国の予算等の関係でございますけれども、国の補正予算、先ほど学校関係でも補正予算という形で、国が予算措置をしております。これは補正予算とは関係ございませんけれども、そういった形で、いわゆる従来の景気対策というような関係でございまして、できるだけ国の方の予算を消化していくということの考え方の中で、補助金の追加交付があったものであるという風に思っております。

松田委員 よう分からんねけど、額が、交付金の関係もね、それから必要枠というんですか、それから繰越明許、よく似ているけど数字がちょっと違うという関係ですよね。そして、この繰越明許にして、10基分という関係はね、新年度ではどうなるんですか、この部分は差し引いた額になるんですか、どうなってくるんですか。新年度ではどういう予算を組むことになるのか。

総務部長 来年については、18年度前倒しということで、国の方からいただ

いた関係上、18年度のそれ以外の関係については、いただけるかどうか、まだはっきりしないと、いただけないような状況であるということは担当は、ということで、県と調整させていただいておりますけれども、とりあえず18年度につきましては繰越した10基で賄わせていただくということになる訳でございます。

松田委員 どうもこの、交付額の決定というのはいつ行われるんですか、行われたんですか。そして、年度末に繰越明許するという関係についてですね、これはもう、当然の措置になってくるのかな、こういうことは。分らんのですよ。ここで補正を組まれて、しかも、国庫支出金で同じような額、10基分の補助に相当する分が国庫支出金で下りてきて、それをそのまま次年度へ繰越してしまうという関係というのは、どういうことなの。こんな交付してくれるんですか、国が。申請しなければ交付してくれないんでしょ。

総務部長 県の方でいろいろと浄化槽の関係の補助の関係は常に調整している訳でございますけれど、その年によりまして県の方での予算枠がある程度、国の方からの調整の中で、付いてくるものが余りがあるというようなことの中で、そういった分について、18年度分の関係で予算対応が国の方としては十分にされないということも、背景としてあるかも分かりませんが、そういった中で、17年度の予算の中で18年度の前倒しということで、そういった措置をされてきておることの中で、当町といたしましては、そういったことの県との調整の中でいただいております、ということで聞いております。

松田委員 ちょっと聞かせてほしいねけど、この繰越明許費の関係についての、合併浄化槽の関係だけは前倒しでくれたということですか。金、政府が。他の関係は違いますよね。結局、国は17年度で余った分の関係、金余ったさかいに、金下ろしといて、次年度へ繰越してでもいいから、使えよという関係で下ろしてくれるというぐらいの、運用しているん

ですか、資金の。そんなことになってくると、いわゆる三位一体の原則、へちまやとか、何とか言ってね、やかまし言うてて、交付金の関係、一応、問題にしているし、前回の補正のときでも、国庫支出金が増えてきているわけですね、補助金の関係が特に。こんなもん、必要ですね。どういう風に見ていったらいいでしょうかね、今後。なんかこう、合併浄化槽の関係というのは、絶えず、今までから追加してきてますよね、かなり奨励してそれを受け入れてくれるから、資金が足らず追加してきている。今度追加することにしてんですけど、全部それがそのままでね、新年度へね、繰越していくんやと、しかもそれは前倒し費用としてくれたんやと、というような結構な財政運用が許されるんですかな。と見ていいんですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時48分 再開)

委員長 再開いたします。

環境対策 合併浄化槽関係の補正予算について、ご説明させていただきます。

課長 まず、歳入の方でございますが、第14款国庫支出金、衛生費国庫補助金で合併処理浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして、260万7,000円の減、また、その下に書かれております汚水処理施設整備交付金で393万7,000円増と記載しております。これにつきましてですが、これは、当初予算ではその上に書いてあります合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、これを260万7,000円、浄化槽の数で言いますと20基分でございますが、これを当初予算では見込んでおったということでございますが、国によります三位一体改革の一環として、国が地方公共団体に対する補助金の見直しを進めているという中で、奈良県の方からもお勧めがございまして、地方再

生計画について国に申請をしておいたということがございます。これに基づきまして、汚水処理施設整備交付金が認められたということでございますので、初めの260万7,000円、この全額を交付金事業に載せ替えをしたということが、この減額の原因でございます。ただ、載せ替えをただけでございましたら、その下の行の汚水処理施設整備交付金の金額がそのまま260万7,000円となる訳でございますが、そこには先ほども申し上げましたように、393万7,000円と書かせていただいております。この両方の金額の差額が133万円となります。これは、この国の予算編成上におきまして年度間の事業量の過不足を補うために平成18年度分の整備分の一部を前倒しして平成17年度に交付されるということになったための予算措置でございます。これが浄化槽の基数でいいますと10基分という形になります。そして、この133万円の歳入に対応するものとして、裏面でございます第4款衛生費のし尿処理費で、合併処理浄化槽設置補助ということで399万円がでございます。133万円の差額の3倍でございます。国の補助金が3分の1でございますので、それに対する事業費が399万円という形になっている訳でございます。これを増額として上げさせていただいております。この399万円と当初予算を合計いたしますと、ここには当初予算を掲げていないので分かり難いかも分かりませんが、合計いたしますと1,181万円となる訳でございますが、これから本年度、平成17年度の事業執行見込み額を差引すると、繰越明許費でお願いしようと考えている399万6,000円という形になります。これも基数でいいますと10基分でございますが、これを翌年度に繰越明許費として繰越をお願いしたいという風に考えているところでございます。その10基分をなぜ本年度中に執行しないのかということでございますが、なるほど国の方からは交付金として町の事業実施分の金額の3分の1の金額が交付されてまいります。通常、この国とセットで補助される県からの補助金が、この国の前倒しの分で本年度実施するということとなりますと、補助されないということがございます。また、国の交付金が、

今年合計30基分という形になるんですが、来年度も30基分確保されるということではございませんで、逆に前倒し分の10基分が減少いたしまして、来年度分の交付金としては10基分の見込みしか立っていないということがございます。そうした中で、町としても毎年毎年、ここ数年来、20基分の補助金を整備をしていく中で、利用される方々の方から見て、各年度に極端な事業量の変化が起こることは適当ではないということで、それもありまして、この10基分については国の前倒し分については翌年度に繰越をしてということでございます。大変雑ばくな説明で申し訳ございませんが、この予算繰越については、そういう事でございます。

松田委員　　そうするとですね、今後ね、結局、合併浄化槽の整備補助金などの関係は、国の方の関係としては汚水処理施設整備交付金という格好になるんですか、名前が、今後。そうなってくると、そういう形で、繰越明許なり、歳出の関係についても、そういう費目に合わせないと、何かこう、別のものが、予算の関係が使用目的が違うとか、違わんとかという関係がよくでるんですけども、そういうことにはならないんですか。

環境対策課長　　第1点目の交付金にこれからなっていくのかということでございますが、そのことにつきましてはお見込みのとおりで、補助金から交付金事業にこれからは替わっていくということでございます。

支出の方の名称が交付金事業に対応していないということでございますが、あくまでも町の事業でございまして、町としてはこういった整備補助事業という形で進めてまいりますので、その点につきましては国との齟齬が生じない、事業名としては国は交付金ですが、町では補助金事業という形にはなりますが、その点については問題はないという風には考えております。

松田委員　　もう一つ聞かせておいてもらおう。汚水処理施設整備交付金という風

に改められるということだとすればですね、この汚水処理施設整備交付金という中身は、何と何と何が入ってくるんですか、今後。

環境対策課長 先ほども少し触れさせていただきましたが、この汚水処理施設整備交付金と申しますのは、地域再生計画に基づくものでございまして、この中の汚水処理施設整備交付金と申しますのは、合併浄化槽の補助を市町村にする場合に交付されるものでございます。

松田委員 くどいようですまんが、今うちは公共下水道のなってますよね。これも補助なり、何なり、あるんでしょ、借入れ。そういう意味との関係はどうなってくるの、これ。

環境対策課長 当町でやっております合併処理浄化槽に対する補助事業につきましては、公共下水道事業を今進めておりますが、その事業認可区域がございまして。その事業認可区域外における合併浄化槽を設置される場合のみ、補助金を交付してございまして、それとは整合性を保っております。

松田委員 合併浄化槽の関係の補助の関係というのは、いわゆる幾種類もあるわけですよね、小口処理の関係については。例えば、小集落の浄化施設の関係であるとか、幾つか、3つか、4つ、所管分かれていますけど、そういう関係がひとつのものになってくるという関係で見たらいいんでしょうかな、今後。補助金じゃなく、交付金という関係で下りてくるとすればね、性格も変わってきますしね。随分町が色々事業をしている関係と別の関係でやっていますよね、浄化槽の関係というのは。だから、浄化槽設置、補助金ということなったり、あるいは交付金になったり、分かりやすくしてきたんですけどね、全く別だと思ったんで。今の関係を聞きますと、汚水処理施設という関係、大枠で一つ、はまってしまっているという関係で見ると、違いますよね、また変わってきますよね。その辺はどうなるんですか。今後の見方の

関係もあるですけどね。

助 役

この合併処理浄化槽設置事業、これは先ほども清水課長が申し上げましたとおり、下水道の認可区域以外のところとなれば、町は245ha、事業認可区域を取っているわけで、それ以外の区域に対して、この浄化槽が設置される場合は助成しましょうと、こういう形で進めてきたし、これからも進めていくと思います。この合併処理浄化槽の設置については、公共水域の水質汚濁の問題ということから、これから下水道整備がなかなか遠くなる地域については、あくまでそうした助成をしながら合併処理浄化槽を設置していただいて、そして公共水域の水質改善に努めていこうと、これが国の方針である訳でございます。従って、先ほど言われたように、これはあくまでも、下水道事業を対象とした事業ですから、例えば、先ほどおっしゃったように、農林業関係で調整区域において下水道事業をされるというものには対象にならないのではないかと思うわけでございますが、あくまでもやはり、下水道事業においての先ほど申し上げました、認可区域以外について、水質汚濁の防止についての措置を図っていくという、こういう関係でございます。

松田委員

区域外の関係は合併浄化槽というのは分かるんですよ。ただ、問題は、それなら、ここで言うように、補正の内容の関係、言うたら、備考欄で書いているわけですよ。それも、うちの関係で見るとですね、合併浄化槽関係しかないわけですよ、汚水の関係。そのように書いてたらいいと思うんや。そういう風に他もみんな書いているわけですよ。支出の関係、繰越金の関係についても、みな合併浄化槽の関係にしてるんですけどね、交付金を受ける関係、国庫支出を受ける関係については汚水処理施設整備交付金、補助金と交付金の性格も違うわけですからね。ここ、変わりましたけども、こっちは一緒ですという言い方で処理をしてるんですけどね、そんな風になるんですかな。何か、統一できへんの、これは。と思うんですよ。なぜ、中身変わってない

のに、収入のところで変わったような印象を受けてね、いくんかなと、
いう風な感じがしますんでね、お聞きをしてるんですけども、なぜ、
名目変えたんやと、交付金が補助金に変わったんやと、なぜか、とい
う関係になってきますよね。その辺がちょっと分かり難いんです。そ
して、補助金が変わって、交付金になったというのは、交付金になった
やつは補助金、交付金の関係というのは三位一体の原則でも、いろい
ろ言うんですけどね。補助金というよりも、なくして交付金にせいと
いうこと言って、交付金でいいことは間違いない。交付金にしてでも
3分の1にということはどうか、という関係ね。その辺の理屈が分か
らんのですよ。なぜこうなったんかと。よくなるんだったらいいんで
すよ。よくなってくるんだったらいいんですし、くれるものはいいい
やけども、何でももろといたらね、具合悪いときもあるしね。その辺
だけ聞きたいと思っているんです。時間とりますから、後でも結構で
すわ。後でまた聞きますわ。

助 役 私は、三位一体改革で補助金が交付金に変わったということで、国
がそういう形でということの補正をさせていただいた訳でございます
が、合併浄化槽の整備事業につきましては町に補助金要綱がございま
す。その要綱に基づいて、その要綱を変えていませんからその要綱に
基づいて交付していくということに当分の間は努めていかなければな
らない、このように思っています。いずれにいたしましても、補助金
が交付金に変わった内容について、町としても県の方とも協議しなが
ら、変わった理由、色々な問題について、さらえていきたいと、この
ように思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、⑩斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につ

いて、理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政
課長

それでは3月議会に提案予定をいたしております斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

お手元の資料10をご覧くださいと思います。

去る12月議会におきまして、文化振興センターにつきましては指定管理者制度を導入することとし、所用の条例改正をさせていただいたところでございます。今回提出を予定いたしております本議案は、文化振興センター、いかるがホールの管理について、地方自治法第244条の2第8項に規定する指定管理者に行なわせるため、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定する団体といたしましては、現在管理委託をしております財団法人斑鳩町文化振興財団を引続き指定管理者として指定したいと考えております。斑鳩町文化振興財団を単独指定いたしました理由は、文化振興財団が過去8年間のいかるがホールの管理実績を有し、施設の詳細及び業務内容に精通していますことから、効率的な運営が期待できること、2点目としまして、文化振興財団はいかるがホールを拠点とし、斑鳩町の文化振興を図ることを目的として斑鳩町が設立をいたしました法人であり、いかるがホールの設置目的をよく理解し、また町の意向に沿った運営が期待できることです。3点目としましては、文化振興財団は地域の文化活動家の育成、文化団体や鑑賞団体、住民サポーター活動の支援など、文化振興を図る様々な実施事業を展開しており、施設管理と併せた一体的で効率的な、また質の高い運営が期待できるところでございます。

以上申し上げました3点の理由により文化振興センターにつきましては公募によらず、斑鳩町文化振興財団を単独指定することとしたものでございます。指定管理制度は多様化する住民のニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図ろうというものでございますが、いかるがホールは斑鳩町におけます地域に根ざした個性豊

かな文化の醸成と芸術性の高い芸術文化に触れる場を提供するため設置した施設でありますことから、完全な独立採算というのは難しいものの、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間業者等の発想も取り入れることで、施設利用料の低料金化や利用者に対しますサービスの向上が十分期待できるものと考えておるところでございます。

次に、指定の期間でございますが、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間とさせていただいていただきたいと考えております。指定期間を4年間といたしました理由は、文化振興財団が事業を行なうにあたりましては、事前に長期間に渡り周到な準備が必要でありますことから、短期間とすることは安定的な運営を期する上でなじまないものであると考えております。しかしながら、期間を5年以上としますと、議員4年間の任期中に一度も指定に係るご審議をいただけないこともございますことから、指定期間を議員任期に合わせて4年間とさせていただいたものでございます。

なお、文化振興財団を指定することにつきましては、現在斑鳩町文化振興センター条例第2条の5の規定に基づきかかるがホールの事業計画に関する書類等の出す関係を求めているところございまして、これらについて提出を受けましたならば、最終的に指定管理者選定等審査委員会の議を経まして、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところでございます。

以上簡単でございますが、斑鳩町文化振興センター指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 指定管理者を指定することによって何がどう変わるんですかな。

企画財政 形態的には従来とそれほど変わらないという部分がございますが、

課長

指定管理者にすることによりますと、地方自治法上に定める委託という形になってまいります。従来は民法上の私法上の契約という形で行ってまいりました。それは地方自治法の規定によりますと、これは指定管理者の指定に当たりましては議会の議決を経なければならないという風になっております。そういった意味で先ほど申し上げましたように、指定期間を4年間といたしましたことによりまして、4年ごとに議会のご審議を賜るということで、文化振興センターの適正な運営が財団によってなされておるかどうかということのご審議をいただくということで、そういったことで緊張感を持って運営に当たっていただけるということが期待できるものでございます。

松田委員

僕はね、今とちょっと変わらんと違うかなと思うんですよ。緊張感を持って云々というけど、緊張感を持ってやってる云々というのは今でも一緒なんです。今の関係についてね、特に結局、直轄というより、むしろ一部委託もしているし、そして直轄であるようですけども、職員の関係については、例えば、ホールの理事会でも申し上げたんですけども、例えば、ホールの関係について、今6人ですか、7人ですか、でやっているのと、発足当時は出向職員も含め、また常務理事も置いてやってきたんですけど、今、居りませんがね。常務理事はなくて、出向は一人ですか、していると、後、ホール職員4名ですか、そして臨時とかという事になっていると思うんですけども、この関係の財団を、斑鳩町の文化振興財団に、例えば、替えてもですね、こういうことにしても結局は一緒だと思うんですよ、理事長が替わる訳でもないし、町長が理事長をしていますし、理事の関係もありますし、執行の関係、町から出向している参事の関係、それも止めてしまうということになるのかどうかも、分かりませんし、触れていないですから。だから、そういう事になったら、何が変わるんやと、一体。色々、センターの関係見てみました。そして、我々も管理者制度の関係もしてみましたけど、何にも変わったことがない。今までと一緒やと。そうすると、組織を変えた格好にしているという事だけにしか、見えな

いんですけどね。このことによって得策なんて何があるんやと。この間、理事会でも申し上げたんですけど、これ以上に、ホールの関係は削減していこうとすると、人件費以外にないと。人件費の関係でいうんなら、参事の出向を止めて、いくということになるんかどうか、そして人件費を抑えるということ以外に方法はないやないかと、何を一体、どう変えようとしているのかという事を聞いてるんですけどね、あんまりはっきりせいへんなと思うんですよ。どうも、納得できないと。だから私は、あまりのこの管理者制度という関係、こういう斑鳩町のですね、文化振興センターとか、そういった関係について適用することに好ましくないんじゃないかと、しかも斑鳩町の場合、色々考えているんですけども、図書館と複合施設であると、図書館の関係についての費用負担その他の関係については、全くそういうことは出来ない訳ですから、全部直営でやらなきゃならんという、一つの制約を持っているところの感じも合わせて、やっているわけですよ。そういう面からいくと、一体、この関係について指定管理者制度を適用する方針、条例決めてしもたんですから、我々もうっかりしてね、条例決めてしもうてるんですから、せんなしょうがないんかも分かりません。そうかも分かりませんが、そういう事からいくと、非常に効果というのは疑問視される。それにこの、ここで決まってるんやからという事で決めて、期間を4年間という風に決めてしまうことによって、一体どうなんねやと、果たしてそれでいいんやろかどうやろかという風に思うんですよ。そういうことで提起をしていたんですけど、そしたら翌日、奈良新聞ですけど、奈良県のある自治体がですね、いわゆる管理者制度したけども、あかんところがあるということで、1年で結局、直営に切り替えるということ、新聞で見たんですけどね、やっぱり同じような事言うてるなど、同じような関係あるんやなど、ホールと温泉旅館との性質というのは違うのか、分かりませんが、そういう事がいみじくも出てる訳ですよ。そうすると結局、いらっただけの事であって、あんまり効果というのは期待できないのと違うかなと。つじつま合わせをしているだけに過ぎないのと違うかなと、こ

れは。という事でね、管理者制度そのものについて、疑問を持つんですけど、どうしても条例で決まっているさかい、せんないかんねやというであるとするならば、もう少し配慮して、任期4年間を決めんねやというような事ではあるけど、いかなものかなと、本当に期待できるのやろかどうやろかと、未だに疑心暗記なんですよね、本当のところは。だから、そういう意味について、私はあまり意味がないんちゃうかと。どうしても決めなきゃならんというなら、最小限度に留めて、その間に十分検討するという事にせんと、これはいかなものかなという感じがしてるんですけど、これは私の意見なんです。意見だけ申し上げておきたいと思うんです、これは。どうしても理解できない。何にも変わらん、今と。管理者制度、管理者制度とって、管理者制度に変えて、どんなとこいくんかなと思ったら、結局同じ文化振興センター。そうしたら文化振興センターが今責任もってやっている訳。町長が理事長になっておいでになると。そして、理事として参加をしているということですよ。一体、どこを変えていったらいいんやと。色々検討をしてみるんやけど、斑鳩町のホールの関係というのは、結局、かなり近隣から見ても、そう見劣りする状態じゃないわけですよ。営業方針その他の関係からいきましても。そういう意味からいって、どこをどうせいというという事を、皆さんどう考えているんじやろか、ということについて、私も理事の一人でありながら、真剣に考えているんですけど、どうもこの問題について、管理者制度そのものが割り切れない。この事によって、よりやり易くなる、あるいは今よりもやりにくくなる、あるいはこの経費の節減云々というけれども、今のような関係において、参事とか非常に色々やっておいでになる、出向している。この出向制度を止める訳にもいかなのじゃないかなと思ったりもしている。あるいは、出向制度の関係を止めて、ホールだけという関係になるときに、一体どうなるやろかと。そうなってくると、常勤常務なんかの関係についても止めてしもてるけども、どういう事を理解したらいいんかという事などなどを見ていきますとね、この管理者制度そのものについて、一体どうなんかなと、疑問やなど、

期待できへんなという風に思うんですけどね、これはもう、私の意見です。だから、これは意味ないと、こんな事してもということだけ申し上げておきたいと思うんです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、⑪斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止について、理事者の説明を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、3月議会の付議予定議案でございます。資料11をご参照いただきたいと思います。

斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置規約を廃止する規約についてでございます。裏面の理由書をもって、ご説明させていただきます。

(理由書朗読)

教委総務 生駒郡4町におきまして、共同設置しております地域圏の担当指導主事につきまして、平成18年度から奈良県教育委員会が新しく機構改革によりまして組織を統合、再編されました。平成18年3月31日をもちまして、地域圏担当主事を廃止されることになりました。この事を受けまして、平成18年3月31日をもちまして、生駒郡4町で共同設置しております地域圏担当指導主事の共同設置を廃止するものであります。廃止になりましても、奈良県教育委員会から指導主事が直接学校等へ経営診断、指導助言等されます。学校間の連携を図り、教育支援をされることとなっております。

以上簡単でございますが、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置規約を廃止する規約についてのご説明とさせていただきます。

ます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 私、教育指導の内容というのがもうひとつ、よく分からないのですが、それ自体は別に機構が変わったからといって、変わるものではないんですか。

教委総務課長 教育行政の機構改革ということで、奈良県の教育委員会の方が、おっしゃっております機構改革される中で、18年の3月31日をもって、今置いております指導主事について廃止をされるということで、機構改革によりまして指導主事が廃止されるということでございます。

郡で、4町共同しております指導主事を置いておりますが、それが廃止になりますけれども、その代わりに県の方が直接、郡市のエリアを払いまして、広く指導主事を学校訪問して派遣するというところでございます。

木澤委員 これまで指導にきていた日数等が変わるとか、そういった事もないんですか。同じように、入ってくれはるんですか。

教委総務課長 県の設置要綱でございますが、週5日間でございますが、週の3日間だけを郡の事務局の担当町村の方へ勤務され、あと残り2日の方は教育研究所の方で勤務されるという状況でございますが、それが全部、奈良県の教育委員会の方で一括されて各学校の方へ指導、助言に当たられるということでございます。

教育長 今回の改正に伴いまして、県の方は学校支援と併せまして、教育委員会との連携を強めていこうというような改正の仕方をされています。

今、課長が言いましたように、地域圏担当は3日間来ておりますが、今度は日数的にはどうなるか分かりませんが、より学校の問題点と申しますか、学校診断をして学校を改善していく、あるいは改革していく、そういうものへの助言、指導をしていくということでございます。例えば、生徒指導の問題で色々課題を持っている学校には生徒指導専門の指導主事を派遣して、そして色々問題点を明らかにして、そしてその学校の対応、あるいは教育委員会から学校への支援を調査によって指導すると、そういった専門的なもの、あるいはより深く、そうした指導を助言いただけるのではないかなという風に思っています。また、教科においても中学校と小学校と違いますから、中学校は教科担当でそれぞれの先生方が教科の指導主事が直接学校の方に研究して、あるいは研究指導というような形で助言指導していただけるし、小学校は小学校の専任の先生が学校にご指導いただけるというようなこととなりますので、回数的には少なくなることは確かでございます。内容的には充実されたものになっていくのではないかなというように思っています。

委員長 よろしいですか。他にございませぬか。

(な し)

委員長 以上、3月町議会定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課の報告事項について、順次報告を受けていきます。

(1) 斑鳩町いきいきの里債について報告を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 斑鳩町いきいきの里債につきまして、応募状況と去る2月3日に行ないました抽選結果について、ご報告をさせていただきます。

資料の12をご覧いただきたいと思います。

斑鳩町いきいきの里債につきましては、12月の当委員会において、ご説明申し上げましたように、平成18年3月2日に発行を予定いたしておりまして、発行総額1億円、償還期限5年の満期一括償還となっております。この利率でございますが、5年ものの国債の利率が0.817%でございましたことから、これを参考といたしまして、0.82%させていただいております。

次のページをお開きください。当選結果と応募状況につきまして記載をしてあります。まず、応募状況でございますが、下のページでございます。有効応募総数は710通ございまして、募集金額1億円に対しまして、有効応募金額は6億3,740万円となっており、競争率にいたしますと6.37倍でございました。また、平均購入金額は89万7,746円でございます。応募者の年代別の内訳は右下の表の通りでございます。60歳代の方が最も多い215人、構成比では表のようになっております。次いで多いのが、50歳代で175人となっており、応募者の平均年齢では56.5歳となっているところでございます。応募金額でございますが、限度額の100万円の方が590人ということで、81.3%となっております。

このように、応募者多数となりましたことから、去る2月3日に公開抽選を行ないまして、114名の方の当選者を決定させていただいたところでございます。当選者につきましては、通知を行ないまして、現在、南都銀行法隆寺支店におきまして購入手続きを行なっているところでございます。

なお、斑鳩町いきいきの里債につきましては、平成18年度におきましても引き続き発行を予定しているところでございます。

以上簡単でございますが、斑鳩町いきいきの里債の報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)斑鳩町土地開発公社保有地の処分について報告を求めます。藤原企画財政課長。

企画財政課長 斑鳩町土地開発公社保有地の処分につきまして、本年1月に行ないました第2回土地開発公社保有地の競売入札の結果についてのご報告をさせていただきます。

第2回の入札につきましては、昨年11月に行ないました第1回の入札で不調となりました法隆寺南1丁目229-2他2筆の代替用地、これは東小学校の北側の用地でございますが、この用地につきまして再度入札に付したところでございます。この入札には法人2件を含みます4名の方の申し込みがございまして、去る1月30日に入札を執行いたしましたところ、2,915万円で落札をいたしました。12月の総務常任委員会におきましても、損失補てんにつきまして、ご報告させていただいたところでございますが、第1回の入札で落札をいたしました法隆寺北2丁目の用地につきましては、621万9,012円の損失が生じたところでございますが、今回の入札では698万8,565円の利益となり、差引き76万9,553円の利益となりましたので、これにつきましては準備金に留保することとしたところでございます。

なお、第1回で入札不調となりました法隆寺北2丁目のもう1件の用地につきましては、その対応につきまして慎重に検討いたしまして平成18年度において入札に付したいと考えておるところでございます。

以上簡単ではございますが、土地開発公社保有地の処分についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3)斑鳩町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について報告を求めます。阪野生涯学習課長。

生涯学習課長 斑鳩町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、ご報告申し上げます。資料を1枚めくっていただきまして、裏側に要旨を上げております。ご覧いただきたいと思います。

(要旨朗読)

生涯学習課長 さらに説明をいたしますと、町立図書館にない図書を住民の方からリクエストを受けたときに他の図書館に問い合わせして、借りる訳でございますが、県内での貸借につきましては県立図書館を中心に相互貸借制度が確立いたしておりまして、無料で貸し借りをする事ができます。しかし、県外からの借り受けについては費用が発生するところから、今回利用者の受益者負担の観点から、その経費を借り受ける方に負担していただくということで予定をしているものでございます。ちなみに、本の郵送料とか、宅配料ということでございます。

最後に、新旧対照表、一番最後のページでございますが、新旧対照表を入れさせていただいております。左が新しい方で、右が旧でございますが、旧の第18条第2項、他館から資料の貸出を受けるのに経費を必要とするときは、その経費は、図書館が負担するとございますのを、新の方で、第18条第2項で、他館から資料の貸出を受ける際に経費を必要とするときは、その経費を利用者が負担するという事で、改正をさせていただくものでございます。

一番最初のページをご覧いただきたいと思います。

(資料朗読)

生涯学習課長 以上でございます。よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 県外から取り寄せの費用が増えてきているということで、この受益者負担の規則改正ということですが、その推移というのは分かりますか。

生涯学習課長 件数で申しますと、平成12年度が99件、13年が106件、14年が128件、15年が134件、16年が130件というような実績でございます。

木澤委員 それだけ多くの方が利用されているんだなという事でもありますので、していただいたら。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告することはありませんか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

ございませんか。

それでは私の方から、3月定例会では予算審査特別委員会が設置される予定です。当委員会からは今まで3名でありましたが欠員もあり2名の選出をされる予定とお聞きしております。当委員会として副委員長に取り纏めをしていただきまして、予算審査特別委員会には松田委員、私、嶋田ということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。両委員にはよろしく願いをいたしておきます。

その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。本日はご苦勞様でした。
(午後12時35分 閉会)

